

令和元年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（13号）						
招集年月日	令和元年9月3日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和元年9月10日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和元年9月10日 午後4時05分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	岩本恭典	○	9	豊永喜一	○
	2	市岡貴純	○	10	永井英治	○
	3	難波文美	○	11	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	12	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	13	奥田公人	○
	6	久保尚人	○	14	溝口峰男	○
	7	小出高明	○	15	久保田久男	○
8	森岡勉	○	16	徳永正道	○	
議事録署名議員	3番 難波文美 4番 加賀山瑞津子					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	高齢福祉課長補佐	山本祐二	○
	税務課長	那須正吾	○	〃	上田日和	○
	税務課長補佐	池上聖吾	○	健康推進課長	松本良一	○
	町民課長	宮原恵美子	○	健康推進課長補佐	和泉厚子	○
	町民課長補佐	木下貞女	○			
	生活福祉課長	上村哲夫	○			
	生活福祉課長補佐	山内悟	○			
	〃	蓑田輝幸	○			
高齢福祉課長	出田茂	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第13号）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成30年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 5 | 認定第 6号 | 平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 6 | 認定第 7号 | 平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑) |
-

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成30年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成30年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 5 | 認定第 6号 | 平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑) |
| 日程第 6 | 認定第 7号 | 平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(提案理由の説明及び質疑) |
-

午前10時 開 議

- 議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。
- ◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。本日は、厚生常任委員会所管課分と税務課分についての説明及び質疑を行います。ここで執行部から議案について説明がありますので、発言を許します。健康福祉課長。
- 健康推進課長（松本 良一君） おはようございます。ただいまお送りしました財産に関する調書でございますけれども、認定第2号の平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これにつき

まして、財産に関する調書が漏れておりましたので、大変申しわけありませんけれども、最終ページに追加をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） おはようございます。高齢福祉課所管分の認定第4号、平成30年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、添付してございます平成30年度介護保険特別会計歳入歳出決算書に財産に関する調書が漏れてございました。17ページに追加いたしますので、よろしくお願いたします。申しわけございませんでした。

日程第1 認定第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、認定第1号、平成30年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） おはようございます。それでは、税務課所管分について御説明申し上げます。9ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。町税の収納状況であります。項1市町村民税、調定額5億3,286万3,829円。収入済額5億2,203万1,625円。不納欠損額6万5,220円。収入未済額1,076万6,984円。徴収率98%で、対前年比0.3ポイント上昇しております。項2固定資産税、調定額6億2,313万6,373円。収入済額5億4,513万1,802円。不納欠損額141万9,963円。収入未済額7,658万4,608円。徴収率87.5%で、対前年比1.1ポイント減少しております。項3軽自動車税、調定額6,378万6,098円。収入済額6,296万2,146円。不納欠損額4万3,300円。収入未済額78万652円。徴収率98.7%で、対前年比同率となっております。項4市町村たばこ税、調定額・収入額ともに、8,389万8,539円です。前年度に引き続き100%の徴収率となっております。町税の合計最上段になりますが、調定額13億368万4,839円。収入済額12億1,402万4,112円、不納欠損額152万8,483円。収入未済額8,813万2,244円。徴収率93.1%で、対前年比0.4ポイントの減少となります。次に、13ページをお願いいたします。項2手数料、目1総務手数料、節1町税手数料、収入済額215万9,069円は、備考欄の町税督促料から、税関係証明手数料までの合計額になります。次に18ページをお願いいたします。一番下の項3県委託金、次ページをお願いいたします。節の上から2番目の節2徴税費委託金、県税徴収事務委託金は、個人県民税納税義務者1人当たり3,000円を乗じた額と平成29年度精算額を合計した額となります。次に、21ページをお願いいたします。中ほどの款20諸収入、節1延滞金、町税延滞金は、主に過年度分の町税の延滞金になります。以上で、歳入の説明を終わります。次に、41ページをお願いいたします。歳出の御説明を申し上げます。主立ったもののみの説明とさせていただきます。項2徴税費、目1税務総務費、節3職員手当等、備考欄一番下の時間外勤務手当ですが、主に確定申告に関連する業務と徴収業務の時間外手当です。節11需用費は、書籍の追録代及び購入代が主なものです。最下段の節13委託料、備考欄の最上段固定資産土地評価業務委託料は、3年に1回の評価替えに備え、土地の評価調整を行ったものです。その下の地価調査システム保守委託料は、地籍調査完了後の維持管理を目的とするもので、パソコン機器の定期点検やソフトウェアの最新バージョン情報の提供などを行うものです。最下段の総合型土地情報システムセットアップ委託料は、土地情報システムのソフト登録とLGWAN回線の開設などの初期導入費になります。次ページをお願いいたします。備考欄の最上段、レッドゾーン取り込み業務委託料は、土砂災害特別警戒区域の地図データの取り込み委託料です。固定資産家屋評価業務委託料は、平成30年度から各評価を外部委託したもので、新增築分合わせまして56棟分を評価委託しております。節14使用料及び賃借料、備考欄の地籍調査システムリース料は、地籍調査システム機器を賃貸しているものです。節18備品購入費は、主に統合型土地情報システム機器購入代です。経費削減の目的で平成30年度まではリースで対応しておりましたが、

令和元年度から機器購入で対応することとしました。節19負担金補助及び交付金、備考欄中ほどのたばこ小売組合助成金は、たばこ販売協同組合あさぎり支部に対する助成で、未成年者喫煙防止キャンペーンやポケット灰皿の配布で、ポイ捨て防止の呼びかけなどを実施されております。その下の目2これは徴収費、節11需用費、備考欄の印刷製本費は、各種税目納付書及び封筒などの印刷代です。節12役務費。備考欄の預金照会手数料は各金融機関に預貯金調査をする際の手数料となります。1件当たり30円から60円です。その下の軽自動車税の情報提供業務手数料は軽自動車の申告情報をデータで受け取るための手数料です。1件につき60円の手数料となります。節13委託料は、10月より開始される共通納税システムに対応するための改修委託です。節14使用料及び賃借料は、給与支払い報告書、法人住民税申告、償却資産申告などインターネットで手続きができるサービスの利用料です。節19負担金補助及び交付金、備考欄の上段の地方税電子化協議会負担金は、町税電子化の業務運営を行っている地方税電子化協議会への負担金です。その下の軽自動車税通報事務負担金は軽自動車申告書取扱事務委託費です。節23償還金利子及び割引料は個人や法人の申告による固定資産の評価額更正により生じた過年度分の還付金及び還付加算金になります。以上で税務課所管分の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） おはようございます。町民課所管の29年度、失礼いたしました。30年度決算につきまして御説明申し上げます。12ページになります。目3衛生費負担金、節1保健衛生費負担金の1行目になります。墓地公園管理負担金です。墓地公園の年間管理料としまして6,170円の25件分と、2件のお墓の建立がありまして、1件は年度途中で月割計算した額ともう1件は永代管理料での申し出がありましたので、15万4,290円の合計した額でございます。中ほどになります。目3衛生使用料、備考欄の1行目、墓地公園永代使用料です。管理負担金の中で御説明いたしました30年度にお墓の建立をされました2区画の使用料です。1区画25万円の2区画分です。13ページになります。中ほどです。目1総務手数料の節2戸籍関係手数料、積算住民登録手数料、節4印鑑証明手数料、節5諸証明手数料、節6個人番号関係手数料につきましては、町民課と4支所分を合わせまして1万7,589件の証明書等の発行を行いまして、696万1,800円の収入となっております。一つ飛びまして目3衛生手数料の備考欄の上からです。犬登録手数料は犬の新規登録3,000円の64頭分です。次の狂犬病予防注射手数料は500円の938頭分でございます。5月、7月、10月の3期10日間で集団接種を行いまして、うち2日間を日曜日に行ったり、通知や電話による勧奨を行ったことで、注射済み率が97.2%と前年より約2.1%の伸びとなっております。その下になります。一般廃棄物処理業等清掃許可手数料につきましては、一般廃棄物処理業許可手数料2,000円の5件分、浄化槽清掃業許可手数料5,000円の1件、運搬収集機材等の検査手数料500円の19件分になります。次のページになります。中ほどです。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事業費補助金は、個人番号カードや通知カードの作成製造郵送費に係ます国庫補助金でございますが、地方公共団体情報システム機構へ委任いたしておりますので、歳出のほうでも計上いたしておりますが、全額機構への支出となります。なお、個人番号カードの交付件数が7月末で1,609件、交付率10.45%という状況でございます。節2社会保障税番号システム整備費補助金の備考欄2行目になります。法務省社会保障税番号システム整備費補助金につきましては、戸籍事務のマイナンバー制度導入に向けて、戸籍情報システムから外字を抽出するために要するシステム関係経費につきまして全額補助されたものでございます。次15ページになります。項3、国庫委託金、目1総務費国庫委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金は、中長期在留者住居地届け出等事務委託金でございまして、外国籍の方の転出入や、転居などの届け出、113件の事務処理を行いました。それに対しまして交付されたものでございます。その下になります。目2国庫委託金、節2国民年金事務委託金

につきましては、国民年金事務にかかります人件費や物件費それから30年度中に行いました国民年金制度改正等のシステム改修経費につきまして交付されたものでございます。19ページになります。節3住民基本台帳費委託金の人口動態調査事務委託金は、出生や死亡などの自然増減、転入転出などの社会増減の報告に関する事務費でございます。30年度出生者96人、死亡者229人、転入者445人、転出者474人の人口移動がっております。はい。今の人数ですか。はい。出生者が96人、死亡が229人、転入者445人、転出者474人になります。では次に入ります。22ページになります。目3雑入、雑入です。下から四つ目、資源有価物売払収入です。資源有価物回収14品目につきまして、契約単価の高いアルミ缶の回収量が多かったことと、契約単価が低いビン類の回収量が少なかったことなどにより、売払収入として受け入れる受け入れるものでございます。以上で歳入の説明を終わります。続きまして歳出をお願いいたします。39ページです。目16旅券費です。パスポートの申請受付及び発行に伴います事務費です。職員の研修旅費と節13委託料で、IC旅券用交付窓口端末機の年間保守点検委託料でございます。30年度は182件のパスポートの発行手続を行いました。次に42ページです。項3目1戸籍住民基本台帳費です。主に職員の人件費と戸籍や住民基本台帳ネットワークシステム関連委託料やリース料、それから人権擁護委員協議会関係、個人番号カード関連事務の負担金が主になります。次のページになります。節11需用費の消耗品費につきましては、主に戸籍関係書籍や追録代、個人番号カードなどの裏書き用プリンターインク代等です。食糧費につきましては6名の人権擁護委員との情報交換会時や年4回開設されます。特設人権相談時の昼食代等となります。節13委託料は、戸籍システムや住基ネットシステム等に係ます保守料、それから備考欄の6行目になります。戸籍記録文字情報抽出委託料は、歳入の国庫補助金で説明いたしました戸籍事務のマイナンバー制度導入に向けて、戸籍情報システムで利用している外字を抽出する作業の委託料でございます。全額国庫補助金で受け入れております。次の住基ネットシステムセットアップ委託料は、31年2月に住民基本台帳ネットワーク機器の更新を行った際のセットアップ委託料でございます。節14使用料及び賃借料の2行目、戸籍システムリース料は、30年9月から30年9月に次の住民住基台帳ネットワークシステムリース料は、31年2月に新たに5年間の更新機器の賃貸借を締結いたしております。節19負担金補助及び交付金の3行目になります。個人番号カード関連事務負担金につきましては、歳入で御説明いたしました国庫補助金で受け入れました117万7,000円と、通知カードなどの再交付手数料と5万8,800円を地方公共団体情報システム機構へ支出いたしましたものでございます。51ページになります。目5国民年金事務費です。歳入で御説明いたしました国庫委託金を充当いたしております。主に職員の人件費と節13委託料で、国民年金制度改正に伴います電算システム改修委託料が主な支出でございます。61ページになります。目2予防費です。狂犬病予防や飼養マナーの向上のための経費で財源といたしまして、犬の登録手数料や狂犬病予防注射手数料を充当いたしております。節3の備考欄上から6行目、時間外勤務手当は休日や時間外に野良犬や迷い犬の保護、路上等での動物死骸処理などに対応したものでございます。30年度迷い犬の保護頭数が、38頭でそのうち9頭が保健所へ送致されております。残りの29頭は無事に飼い主さんのもとに引き取られております。節12役務費につきましては、動物措置費として1頭分計上いたしておりましたが、保護した犬が拘留中に死亡するということがございませんでしたので、全額不用額となっております。節13委託料の動物措置処理業務委託料は、町道、農道、公共施設などでの、動物の死骸処理を委託するもので、平日39件、休日1件の処理を委託いたしましたが、そのほとんどが猫でございました。次の目3環境保全費です。主に職員の人件費や環境美化監視員10名と廃棄物減量等推進員52名の報酬及び費用弁償、墓地公園の管理費用、ごみ全般に係ます各委託料と資源有価物回収事業関係経費が主なものでございます。節1報酬の環境美化監視員報酬は、10名の委員が2人1組体制で、週1回町内全域をパトロールし、不法投棄物の回収等の活動に対して支出したものでございます。次の廃棄物減量等推進員報酬は、

各行政区から選出されました委員への2回の会議分と、年報酬3万5,000円分でございます。ごみ収集場の違反ごみの確認やリサイクルの日における分別指導など、地域での大きな役割を担っていただいております。節11 需用費の消耗品費は、生ごみ処理バケツや生ごみ回収用樽有害ごみの保管容器、不法投棄禁止プレートなどを購入したものでございます。次のページになります。3行目の備考欄3行目の水道料は墓地公園に設置いたしております水道の使用料でございます。節12 役務費の広告料は人吉球磨のタウン誌どうぎゃん8月号へ墓地公園利用者募集を掲載いたしました広告料でございます。節13 委託料の備考欄の上からごみ収集業務委託料は、30年度可燃物収集が192日、不燃物収集が24日、ハッピーマンデーであります休日臨時収集が8日間で286カ所のごみ収集及び運搬業務の委託料でございます。次の墓地公園管理委託料は、シルバー人材センターへ年4回の除草作業や樹木の剪定、除草剤散布等の委託分と、高圧洗浄機を使用いたしまして釈迦像のクリーニングを行いました経費でございます。次の不法投棄物処理委託料は、環境美化監視員のパトロールにより回収されました空き缶や可燃ごみ、廃タイヤや家電製品等の処理料でございます。その下の生ごみ収集運搬委託料は家庭からの生ごみにつきまして、125カ所のごみ収集場からの収集運搬分が、696万7,397円。27件の協力事業所の生ごみ収集運搬分が、143万6,744円の合計額となっております。収集トン数は1,789世帯の御協力で、家庭からの分が約149トン事業所分が110トンでございました。その下の生ごみ処理委託料は家庭と事業所から収集いたしました分と、直接有機センターへ搬入される事業所分を合わせました384トンを生ごみの堆肥へとリサイクルすることができました。また、30年12月には熊本県で初めてのリサイクル製品のひとつとして認証を受けることができました。次の家庭系有害ごみ収集運搬委託料につきましては、町内54カ所を2カ月ごとに収集し、2.5トンの有害ごみを回収いたしました。不燃物選別及び処分運搬業務委託料は、30年度の家庭からの不燃ごみ収集量118.8トン、その中から選別されました資源有価物58.6トンで、削減率は約49%となっております。節15 工事請負費につきましては、墓地公園内の通路で一部未舗装の部分がございます。雑草が生えやすくシルバー人材センターへ除草等の委託をする以外でも職員が出向きまして除草作業を行ってまいりました。年度途中ではございましたが、工事費を予備費から充用いたしまして未舗装部分への舗装工事を行ったものでございます。節18 備品購入費は夜間作業用のヘッドライト3個を購入いたしましたものでございます。節19 負担金補助及び交付金の備考欄3行目になります。資源有価物回収事業交付金は、各行政区はキロ5円。協力団体につきましては直接リサイクルセンターへ搬入していただきますのでキロ7円で交付いたしております。30年度回収量が行政区約360トン、協力団体約77トンで合計437トンのリサイクルをいたしました。廃棄物減量等推進員さんの御協力によりまして、分別の推進ができていところでございます。なお一部のリサイクルステーションにおきまして新聞紙や雑誌などの盗難がございまして、警察と区長さん推進さんそれぞれに監視の強化を図っていただいております。その後の盗難が起きていない状況でございます。66ページになります。項2 清掃費、目1 塵芥処理費は、人吉球磨広域行政組合へのごみ処理とし尿処理に係ます負担金でございます。ごみ処理負担金につきましては、負担割合が均等割人口割がそれぞれ10%、利用実績割が80%となっており、前年度1月から12月分のごみ搬入実績により計算がなされます。ごみ搬入量につきましては、前年と比べまして55トンほど増えておりますが、赤池ごみ処理施設債、元利償還金の減額によりまして、前年より1,762万5,000円の減額となっております。またし尿処理量は、利用実績の減少により前年より120万円の減額となっております。以上で町民課所管の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。おはようございます。それでは生活福祉課所管分の説明を行います。決算書歳入11ページからになります。1番下の枠から2番目となりますが、目2 民生費負担金、節2 障害

者福祉費負担金で、地域活動支援センター事業市町村負担金は、障がい者の方の生産活動、社会交流の場を提供している事業者への他の町村からの利用者にかかる錦町、相良村からの負担金となっております。次の節3児童福祉負担金は、町内保育園の保育料負担金の現年度分と、過年度分となっております。現年度分の徴収率が99.5%、次の12ページにかけまして最上段の過年度分につきましては44.3%の徴収率となりました。次のページをお願いいたします。上から2番目の枠になりますが、節1保健衛生費負担金、養育医療費保護者負担金は、母子保健法の規定に基づきまして医療を必要とする低出生体重児の医療費の保護者負担金として5件分を受け入れたものでございます。中ほどの枠になります。目2民生使用料、節2児童福祉施設の使用料につきましては、公立保育所としての使用料でございますので過年度分のみとなっております。次の13ページをお願いいたします。下から3番目の枠で目2、節1民生手数料は保育料の現年及び過年度分の督促手数料となっております。次のページをお願いいたします。目1民生費国庫負担金、節2障害者福祉負担金で障害者医療費負担金は心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための公的医療制度でございまして、育成医療、更生医療、療養介護医療合わせまして、実績に基づきまして2分の1国が負担するものでございます。次の障害者自立支援給付費等負担金は居宅介護、重度訪問介護、外出支援などの行動援護や相談支援、補装具などのサービスに関しまして、医療費負担金同様に2分の1を国が負担するものです。次に節4児童福祉総務費負担金、施設給付費負担金につきましては、認定こども園並びに保育園に支払う運営費に対する国庫負担金となっております。次の障害児給付費負担金につきましては、障害児及び発達障害児に対する通所支援事業費で2分の1の負担割合となっております。節5児童手当事業費負担金につきましては、中学校生徒以下の児童の養育家庭の生活安定と健全育成、質の向上を目的といたしまして交付されたものでございます。次の目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金につきましては、養育医療費負担金として低出生体重児の入院にかかわる医療費の保護者負担分を除きました2分の1の国庫負担金となっております。次の目2民生費国庫補助金、節1障害者福祉費補助金は、地域生活支援事業補助金として、障害者の方が自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活用具購入、地域活動支援センター、巡回支援専門員などに要する費用につきまして、国が2分の1、県、町がそれぞれ4分の1の負担割合で事業を行う内容となっております。次の節2、児童福祉総務費補助金につきましては、地域子ども子育て支援事業として、認定こども園の一時預かり事業、子育て援助活動、延長保育事業、放課後児童クラブの各事業の実績に対しましてそれぞれ3分の1の国庫負担割合で交付されたものでございます。2番目の子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金につきましては、保育の質の向上のための保育関係職員に対する研修会費用に対する2分の1の補助事業、3番目の保育所等整備交付金につきましては、摩耶幼稚園の改築工事に伴いまして、国55%、町25%、事業者20%の負担割合で交付されたものでございまして、第2号補正予算で議決をいただきまして、工事の進捗割合40.8%で本年度への繰越事業となっております。工事につきましては完了いたしておまして、去る8月26日に確認検査を行った次第でございます。次の15ページをお願いいたします。備考の欄で下から3番目、項3国庫委託金、目2民生費国庫委託金、節1障害者福祉費委託金で特別児童扶養手当事務委託金につきましては、障害のある未成年者の保護者に対する特別児童扶養手当の事務委託金として受け入れたものでございます。次の16ページをお願いいたします。県支出金になります。目2民生費県負担金、節2障害者福祉費負担金につきましては、国庫支出金で説明いたしました障害者医療費負担金と障害者自立支援給付費等負担金として県の負担割合が4分の1となっております。節4児童福祉総務費負担金につきましても、国庫支出金で説明いたしました認定こども園並びに保育園に対する施設型給付費と障害児の通所に対する給付費等の実績に基づく県の負担は、負担金で4分の1の負担割合となっております。節5児童手当等事業費負担金につきましては、被用者、非被用者、中学生などの区分ごとに実績による県負担割合での交付額となっております。次の節6救

護施設費負担金につきましては、救護施設しらがね寮の運営費に対する事務費及び保護費の県負担金で、県内各福祉事務所ごとに本節で受け入れるものがございます。次の枠の目3衛生費県負担金、節1保健衛生費負担金の養育医療費負担金につきましては、国庫負担金と同様に低出生体重児の医療に関する県の4分の1負担金交付額となっております。下から3枠目の節1社会福祉総務費補助金、民生委員協議会、活動費補助金につきましては、協議会の活動及び推薦会の運営に関する県補助金です。節3障害者福祉費補助金、県単独の重度心身障害者医療費助成事業費補助金といたしまして、助成延べ件数4,756件、2分の1の補助実績となっております。国庫補助金同様、障害者の方が自立した日常社会生活を営むことができるよう各種支援を行うものでございまして、実績に基づき、県の4分の1の負担割合となっております。次の17ページをお願いいたします。次の重度訪問介護等利用促進市町村支援事業費県補助金につきましては、重度の肢体不自由な方で常に介護を必要とする障害者の方を対象に居宅福祉サービスを行うものでございまして、対象経費の2分の1を国庫補助金として県が受け入れまして、県の補助分4分の1を加えた4分の3を町補助されるものとなっております。実績として訪問サービスを受けた方は延べ119名となっております。次の節4児童福祉費補助金につきましては、国庫支出金同様、経常的な県の補助金でございまして、各補助金の県の負担割合が多子世帯子育て支援事業費と施設型給付費が県単独補助事業で2分の1、地域子ども子育て支援事業費が3分の1、教育の質の向上のための研修支援事業費が2分の1、認定こども園施設整備交付金についての防犯工事分に係る文部科学省財源分が県経由で交付されたもので国50%、町と保護者、失礼しました。事業者が25%の負担割合となったものでございます。節5子ども医療費助成事業費補助金につきましては、満4歳に満たない子ども及び多子世帯未就学児の医療費に対して交付される2分の1の県の補助事業でございまして、助成延べ件数実績2,074件に基づく交付となっております。節6ひとり親家庭福祉補助金につきましては、町が助成する費用の3分の1を県が補助を行うものでございまして、助成延べ件数1,783件に対する補助実績となりました。21ページをお願いいたします。1番下の枠の雑入の目4民生費納付金で救護施設しらがね寮の入所利用者の自己負担金の現年度分と過年度分を受け入れております。年度末現在の利用者は、男性29名、女性24名の計53名となっております。全体の平均年齢は70.4歳となっております。23ページをお願いいたします。雑入で中ほどになりますけれども、救護施設しらがね寮における当直職員の給食費を受け入れております。次の子ども医療費過年度分返戻金は保険証の切りかえに関連しての返戻金1件分、次の温泉施設指定管理委託料返戻金は、ヘルシーランド、ふれあい福祉センター、高山荘、生活支援ハウスの前年度分の委託料についての精算報告に基づく返戻金となっております。次の臨時福祉給付金返戻金につきましては3名の延べ8回分の返戻を受けたものでございます。施設型給付費返戻金につきましては、1施設の平成28年分の実績による返戻金で、次の施設型給付費精算金で国庫と同じく県の負担金精算金につきましては、平成29年度実績による追加交付を本節で受け入れたものでございます。次のひとり親家庭等医療費助成金返戻金につきましては、社会保険での付加給付額と助成金交付額との差額など3件分となっております。児童手当国費と県費の交付金精算金につきましては、それぞれの交付金の過年度分の交付金確定に基づいての精算金としての受け入れとなっております。次のしらがね寮廃食用取引料は使用した廃油の取引処分の料金、養育医療の国費交付金精算金と次の22ページの失礼しました。県交付金精算金につきましては、低体重出生児の医療に係る前年度分の精算に伴いまして国県それぞれ負担割合に応じて追加交付された交付金を本節で受け入れたものとなっております。次のページをお願いいたします。上の枠から免田地区忠霊塔電気料につきましては、清掃作業時に生じた電気料金につきまして遺族会免田支部から受け入れたものでございます。以上で歳入の説明を終わります。続きまして、歳出46ページをお願いいたします。目1社会福祉総務費では職員の人件費を含んでおりますが、1億6,045万2,897円の支出済額となっております。主な歳出の概要について説明をいたします。次のペー

ジをお願いいたします。中ほどの節18委託料で総合相談事業を実施いたしております。社会福祉協議会への委託事業としていたしまして相談事業を行っておりますが、弁護士による無料法律相談専門相談所につきましては、昨年度は12回開催。相談件数は42件となっております。節19負担金補助及び交付金で6,386万4,718円を支出いたしております。民生委員児童委員連絡協議会補助金は民生委員の日常的な活動、月1回の定例会議、運営経費などに要する費用の補助金といたしまして支出したものでございます。社会福祉協議会補助金につきましては、法人運営に関する人件費の補助を行っております。乗り合いタクシー補助金につきましては、町内定期8路線及び予約便4路線運行実績に基づき、毎月分を支出したものでございます。次の遺族会補助金につきましては、町内各遺族会の活動補助を行ったもので、各遺族会では主に戦没者慰霊塔の清掃作業などの費用に充てられております。49ページをお願いいたします。目4障害者福祉では5億972万8,182円の支出を行っております。主な内容といたしましては、人件費用で障害支援区分認定調査に従事する非常勤職員1名の報酬、共済費などの人件費用を支出しておりますが、昨年度は当該職員の産前産後育児休暇のための期間中の臨時職員賃金等を支出いたしております。また、担当職員の時間外勤務手当などを支出いたしたものでございます。次の50ページをお願いいたします。節13委託料では、関係法令等の改正に伴うシステム改修委託料、障害者に対する意思疎通支援、移動支援、日中における活動支援などのさまざまな生活支援を行う地域生活支援事業委託料、就労支援や作業所などの社会参加訓練を事業社に委託する地域活動支援センター委託料を支出いたしております。節14の障害福祉サービス請求内容チェックシステム使用料につきましては、平成26年度より導入しているものでございまして、各事業者の国保連への請求内容の精査と簡素化を目的としてのシステム使用料となっております。節19負担金補助及び交付金の主なものといたしましては、関係協議会などへの負担金、関係団体に係る補助金となっております。中ほどの行から上中球磨巡回支援専門員整備事業負担金は、平成25年度から実施している相談支援事業でございまして、発達障害などの児童の早期の気づきや領域につなげることを目的としております。人吉球磨地域障害者相談支援事業負担金は、10市町村が共同で実施している身体、知的、精神障害者を対象にした相談支援事業となっております。次の人吉球磨地域障害者地域活動支援センター事業につきましては、就労訓練を行う事業として、支援センター翠さん、これ人吉市にございますが、に10市町村が共同で委託をしているものです。次の人吉球磨圏域療育センターにつきましても共同で実施している相談支援事業でございまして、在宅障害児、保護者を主な対象として人吉社会福祉事業団に委託したものでございます。節20扶助費につきましては、重度心身障害者医療費助成事業費が支払い件数4,756件、受給者数が448名となっております。身体障害者更生医療給付費は、更生医療分が56件、育成医療分が2件の決定数となりました。福祉タクシー料金助成事業費につきましては、対象者が482名、支払い件数につきましては、延べ1,721件、身体障害者補装具給付事業費につきましては、25件分の実績となったものでございます。次の51ページをお願いいたします。障害者日常生活用具給付費給付等事業費につきましては、排せつ補助用品などの給付事業で171件の実績となっております。障害介護給付費につきましては、身体、知的、精神障害の方の支援策としての生活介護、居宅介護、就労訓練などを行うものでございまして、給付額を対前年度の増加率で予算化しておりましたが、昨年より2,2180万円ほどの減額となりました。療養介護医療費につきましては、常時介護が必要な障害者の方の病院などへの長期入院に伴う食事、入浴などの介護サービス事業で実績が6名で、ここ数年減少傾向にあります。節23の各国県の負担金、補助金の返還金につきましては前年度分の金額の確定によるそれぞれの補助率での交付済額と実績額との差額の返還金となっております。節28繰出金での郡障害認定審査事業特別会計繰出金につきましては、あさぎり町関係では41件の審査実績となったものでございます。次の52ページをお願いいたします。表の中ほど、目7の社会福祉施設費、この目では、高齢福祉課と当課で所管しております施設の管理運営費となっております。

支出済額3億2,372万102円となっております。前年度に比較し約8,600万円ほど増額となっておりますが、繰越明許分を合わせたヘルシーランドの改修工事関係が主な要因となったものでございます。節11事業費から節18備品購入費まで、明許繰り越し分を合わせまして、各節間へ流用を行っておりますが、入札残の予算を急を要する施設の空調機器等の取りかえ、機械類の修理、ヘルシーランドのリニューアルオープンに伴いましてのセレモニーを開催いたしておりますが、不足する準備経費改修工事内容以外に改善が必要になった駐車場の区画線や指定管理者用の事務室の改修費用などに各節間で予算のやりくりを行って支出したものでございます。主な支出といたしましては、節11需用費の修繕料につきましては、温華乃遥温泉の閉館に伴いましての看板の書き換え費用をヘルシーランドの指定管理者用事務室の改修に節15工事請負費の入札残を利用し対応いたしております。また、繰越明許分につきましては、ヘルシーランド改修工事に附帯した駐車場の区画ライン大広間の襖の調整、配水管の改善などを主な項目として支出を行ったものでございます。次のページをお願いいたします。節13委託料では、設計委託料でふれあい福祉センター改修工事検討のための概算工事をし、算出するための委託料、町内温泉3施設の指定管理委託料、繰越分といたしまして、ヘルシーランド改修工事監理委託料、ふれあい福祉センター改修工事の検討のために実施しました岡原地域の各代表者による意見交換会のコーディネート、意見集約分析提案を委託するための地域福祉拠点施設整備計画支援業務委託料を支出いたしましたものでございます。次の54ページをお願いいたします。節15工事請負費につきましては、第6号補正予算でヘルシーランド改修工事関連で、施設西側の百太郎溝への木柵の劣化に伴う落下防止柵の設置工事、駐車場の街灯設置工事のほか、急を要したヘルシーランドデイサービスセンター内の厨房室内のエアコンの取りかえ工事を予算流用によって行っております。繰越明許分につきましては、ヘルシーランドの改修工事分、流用につきましては、配管の改善などを行ったものでございます。3枠目の節18につきましては、ふれあい福祉センターエントランスホール及び岡原支所の空調機器の老朽化による取りかえを流用により行ったものでございます。当施設につきましては、空調機器はガス方式でございまして、老朽化による故障が散見されるため、本年度予定のリニューアル工事の際は、施設全体の空調機器をガス方式から電気式に変更を行う予定となっております。次の枠になります。目8臨時福祉給付金につきましては、節23で第6号補正予算で可決いただきました給付金の平成28年度実績確定によります給付事業費と給付事務費の返還金となっております。1番下の枠になります。目1児童福祉総務費、節1報酬につきましては、子ども子育て支援事業計画策定のための非常勤の報酬です。次の55ページをお願いいたします。節8報償費で出生祝い金支給事業では92年に10万円を支給したものでございます。平成28年度が105名でございましたので、当町におきましても少子化の傾向にあると思われま。節19負担金補助及び交付金の施設型給付費負担金は、認定こども園、保育園に移行する運営費として支出したものでございます。次の放課後児童健全育成事業補助金につきましては、町内七つの放課後児童クラブへの運営資金の一部補助を行ったものです。次の子育て支援強化事業補助金は、認定こども園における一時預かり事業、社会福祉協議会に委託しておりますファミリーサポートセンター事業に関する補助金となっております。病児病後児保育事業負担金につきましては、上中球磨4町村が公立多良木病院企業団に委託して実施しております事業の負担金で、昨年度は本町からは延べ157人の利用がっております。延長保育事業負担金、失礼しました補助金障害児保育事業補助金につきましては、それぞれの事業を実施する保育園に対しての人件費的な内容の補助金となっております。次の保育所等整備事業費補助金につきましては、昨年度工事進捗率40.8%分の交付額となっております。節20扶助費の障害児通所支援費は障害児及び発達障害児に対する通所支援で放課後デイサービス保育所等訪問支援事業を行ったものでございます。節23償還金利子及び割引料につきましては、備考欄の各項目規制の各事業の国庫負担金県負担金におけるそれぞれの実績による返還金となっております。56ページをお願いいたします。次の目2児童手当等事業費につきまして

は、支給対象となった児童の延べ人数が2万2,383人の延べ支給実績で前回から延べ人数で524人減少いたしております。次の目3子ども医療費助成事業費につきましては、節20の扶助費で中学校生徒までの受給対象者は、2,237人。給付延べ件数は3万3,412件、給付費は、平成29年度よりわずか7万2,000円ほどの減となっております。給付額全体につきましてはここ数年減少してきております。目4ひとり親家庭福祉費につきましては、節20扶助費で医療費助成金を交付しておりますけれども、昨年度における受給対象者は保護者と児童合わせて昨年より25人減少し、523人となっております。次の救護施設費、目1救護施設総務費につきましては1億3,446万3,044円の執行済みとなっております。救護施設しらがね寮の維持管理運営に係る人件費、光熱水費、給食の調理業務の委託費用などを支出いたしましたのでございます。平成30年度末での利用者が53名、男性29名女性24名となっております。男性の平均年齢が69.4歳、女性が71.6歳で全体として70.4歳となっております。職員につきましては、施設長を含む20名体制のうち非常勤職員が8名となっております。利用者の個別支援計画によりまして職員で連携して利用者の生活支援や相談支援業務を行っているものでございます。1ページ飛びまして58ページをお願いいたします。上段2からなりますが前のページに続きまして、節13委託料で施設の給食業務に関しましては、業務委託を行っております。委託料で1,961万7,120円の支出済みとなっております。また、節15工事請負費では施設裏手の百太郎溝沿いに転落防止柵の設置を行ったものでございます。中ほどの目2救護施設事業費につきましては、利用者の生活支援相談支援などに要する費用で、社会見学、スポーツ交流会など各種活動を行っておりまして、それらに伴う光熱水費、消耗品費、賄い材料費などの事業費関係が主な支出内容となっております。次の59ページをお願いいたします。1番下の枠で項4目1災害救助費、節20扶助費で災害見舞金として計129万円の支出済みとなっております。次のページにかけまして、予備費から不足分69万円を充用して交付を行っておりますが、火災関係が3件で70万円。風水害関係が7件で59万円の内訳となったものでございます。少し飛びまして、65ページをお願いいたします。1番下の枠になります。款4衛生費項1目9養育医療費は医療を必要とする低出生体重児に対しましてその養育に必要な医療費の給付を行うものでございまして、主に節20扶助費の支出となっております。給付実績者は5名でございました。説明の最後になりますが、別途配布の主要施策の成果説明書の生活福祉課関連につきましては7ページから10ページ、不用額節約額調書につきましては11ページから12ページに記載されておりますのでご覧いただきたいと思っております。以上、生活福祉課所管分の主な決算内容についての説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中でございますが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時21分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 高齢福祉課所分管について御説明申し上げます。決算書11ページをお願いいたします。歳入決算から説明いたします。最下段の枠の1行目になります。節1老人福祉負担金、養護老人ホーム入所者負担金719万160円は、人吉球磨地域の3施設に入所しておられる方の平成30年度の入所者負担金となっております。平成30年度末の入所者数は29名となっております。次に12ページをお願いいたします。中ほどになります。節1社会福祉施設等使用料、高齢福祉課所管の白寿荘使用料収入が9万2,130円。生活支援ハウス使用料収入は28万7,936円となっております。平成30年度当初の生活支援ハウスへの入所者が3名でしたが、年度末には入所者数1名となっております。次に14ページ

になります。節の2番目になります。節1 老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金174万9,150円。これは65歳以上の第1号被保険者、第1段階の保険料は基準額の50%が基本となっておりますが、所得が低い高齢者の負担を軽減するため、負担率を45%とし、残りの5%も公費負担とするものでございます。負担割合は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となります。次に16ページをお願いいたします。上から2番目の節になります。節1 老人福祉費負担金、低所得者介護保険料軽減負担金87万4,575円は、先ほど説明いたしました県負担分となります。負担率は4分の1です。下から2番目の節になります。節2 老人福祉費補助金、老人クラブ活動等事業費県補助金127万8,000円。補助率は3分の2となります。次の行の低所得者利用者負担対策事業費補助金30万円。これは所得が少ない利用者に対して、介護サービスを行う社会福祉法人等が、利用負担額等に対します費用負担額を軽減するために交付される補助金でございます。次になります。権利擁護人材育成事業補助金149万9,659円は、市町村が実施する市民後見人の養成活動支援のための仕組みづくり等に対する事業費に補助されるものでございます。本町は人吉球磨10市町村と共同で人吉社会福祉協議会に運営事業を委託し、広域で後見人の育成、組織整備活動支援などの活動を行っております。21ページになります。上から4番目の節になります。節2 介護保険特別会計繰入金、過年度分精算繰入金1,277万1,209円、これは介護保険特別会計へ繰り出した金額を精算し一般会計へ戻したものでございます。次に24ページをお開きください。節1 雑入、備考の上から3行目になります。老人施設入所措置費返還金4,694円、これは生活保護受給者を老人施設に入所措置した際の返還金を受け入れたものでございます。次に歳出決算を説明いたします。48ページになります。すいません、失礼いたしました。節の上から3枠目になります。節8 報償費、金婚式記念品12万6,630円。金婚表彰関係の経費になります。昭和43年に御結婚された御夫婦35組の表彰を行いました。敬老祝金447万円は、80歳到達時1万円。90歳到達時2万円、100歳到達時に10万円を祝い金として給付するものでございます。平成30年度の実績といたしまして、80歳が177名、90歳が110名、100歳が5名に給付しております。節11 需用費10万6,492円は、金婚表彰式や敬老会、100歳長寿祝い時に係る経費でございます。節12 役務費、電話料9万2,149円は、高齢者等の安否確認を行っております。もしも電話事業の電話使用料でございます。郵送料1万8,794円は、敬老祝金返信用の切手代になります。緊急通報装置システム移行手数料23万1,660円は、緊急通報業務について平成29年度までは上球磨消防署で運営していたものですが、平成30年度から9Qネットへの委託に伴います機器システム移行の手数料となります。1台分が税込みで7,020円。33台分となります。節13 委託料、金婚式接待業務委託料7万2,000円は金婚式開催時の接待をあさぎり町地域婦人会に委託したものでございます。敬老会式典業務委託料566万1,480円は52地区及び町内の介護サービス事業所11事業所へ委託したものでございます。対象者は、71歳以上の在宅の方3,752名と施設等に入所されている方288名でございます。生活管理指導短期宿泊事業委託料5万9,000円は65歳以上の高齢者が介護施設等に一時的に宿泊し、生活習慣を整える目的のサービスを委託したものでございます。受託事業者は3事業所で延べ利用者は4名でした。緊急通報装置システム管理業務委託料66万3,122円は、平成30年度から独居老人の急病や災害時に対応するための緊急通報対応を警備会社のQネットへ業務委託したものでございます。人吉球磨成年後見センター運営業務委託料225万4,399円は、人吉球磨10市町村が判断能力が不十分な方を法律面や生活面で保護したり支援するための業務を人吉市社会福祉協議会へ委託したものです。業務実績としまして、相談業務が全体で3,307件、うちあさぎり町分が600、すいません。失礼いたしました682件でございます。法人後見受任が全体で68件、うちあさぎり町分が8件となっております。主な業務は財産管理と身体看護、になっております。節19 負担金補助及び交付金につきましては、主なものについて説明をいたします。老人クラブ補助金256万4,000円は、あさぎり町老人ク

ラブ連合会への補助金です。対象会員数は2,564人でございました。次に42ページをお願いいたします。49ページをお願いいたします。1行目になります。シルバーエイト負担金2,093万1,000円は、球磨郡公立多良木病院の介護老人保健施設整備費の企業債償還金を負担するものでございます。その次の低所得者負担軽減補助金60万3,208円は、これは所得が少ない利用者に対しまして、介護サービスを行う社会福祉法人等が利用負担額等に対する費用負担額を軽減するために、社会福祉法人へ交付した補助金になります。節23繰出金、介護保険特別会計繰出金2億7,671万1,165円は、介護保険特別会計への繰出金です。中ほどの枠になります。目3老人保護費節19負担金補助及び交付金、球磨圏域福祉サービス協議会負担金11万2,000円は、養護老人ホームへの入所措置を判定するための判定会議を運営するための負担金になります。節20扶助費、老人施設入所措置費5,508万3,124円は、人吉球磨地域の養護老人3施設に入所しておられる方への30年度の入所措置費になります。52ページをお願いいたします。中ほどになります。目7社会福祉施設費のうち、高齢福祉課所管分を説明いたします。節11需用費のうち、白寿荘に関するものとしまして、消耗品費が1万4,921円。水道・下水道使用料が2万6,688円。電気料が36万2,488円、ガス代が527円となります。白寿荘の平成30年度の利用者数は3,601名でございました。次に53ページになります。中ほどになります。節12役務費、消防設備法定検査料3万7,851円は、高山荘の消防用設備法定検査料になります。13委託料高山荘指定管理委託料614万9,000円は、あさぎり町社会福祉協議会への管理業務委託料になります。平成30年度の利用者数は2,500人でございました。以上で高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 健康福祉推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それで健康推進課所管分につきまして御説明いたします。12ページをお願いします。歳入でございます。款13使用料及び手数料、項1使用料、それから中ほどになりますけれども目3の衛生使用料でございます。節1保健衛生施設使用料、備考の2行目になりますけれども、保健センター使用料、これは免田、上、岡原の保健センターの使用料でございます。次14ページをお願いします。上のほうになりますけれども、目1民生費国庫負担金、節3国民健康保険事務費負担金、備考の国民健康保険基盤安定負担金、これは低所得者の保険税負担の軽減のために設けられたもので、一般会計で受け入れて国保特別会計に繰り出すことになっております。国が2分の1県と町が4分の1ずつの負担となります。それから下のほうになりますけれども、目2民生費国庫補助金、節3高齢者医療制度円滑運営事業国庫補助金、高齢者医療制度円滑事業費国庫補助金でございます。これは後期高齢者医療の保険料軽減率の変更となりましたので、これに関しますシステム改修のための補助金でございます。次に16ページをお願いします。上のほうでございますけれども、目2民生費県負担金、節1老人福祉費負担金、備考の2行目になりますけれども、後期高齢者分保険基盤安定拠出金、これは保険料軽減分を公費で補てんするもので、県が4分の3、町が4分の1負担するものの財源となるものでございます。それから二つ下になりますけれども、節3国民健康保険事務費負担金、国民健康保険基盤安定負担金でございますけれども、これは低所得者の保険料軽減額等に係る県負担金でございます。次の17ページをお願いします。中ほどになりますけれども、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、主なものとしまして備考の2行目になりますけれども、市町村保健健康増進事業費補助金、これは特定健診や保健指導に要する経費に対する補助でございます。3分の2の補助がでございます。その下の自殺対策事業費補助金、これは精神科医の心の相談、それから心理士のメンタルヘルス相談、熊大医学部のうつスクリーニング事業に関する補助でございます。2分の1の補助となっております。その下のむし歯予防対策事業費補助金、これはフッ化物洗口の薬剤費歯科衛生士の業務に関する補助でございます。2分の1の補助となっております。次22ページをお願いします。一番上の目2衛生費納付金、節1保健衛生費徴収金、各種健診個人負担金でございます。これはがん検診、複合健診予防接種などの

個人負担金でございます。次24ページをお願いします。備考欄の上から4行目になりますけれども、実習謝礼金これは尚絅大学から管理栄養士の実習生毎年2人を受け入れておりますけれどもその謝礼金でございます。それからその下の後期高齢者医療市町村医療給付費負担金精算金、これは平成29年度分の精算金として追加交付があったものでございます。続いて歳出を説明いたします。47ページになります。下のほうになりますけれども、目2老人福祉費、ここは後期高齢者医療に係る職員の人件費等でございます。次の48ページをお願いします。主なものとしまして節13委託料、この中の1番下になりますけれども、後期高齢者医療制度システム改修委託料、これは歳入のところでも説明いたしましたけれども、保険料の軽減率が改正されたことによるシステム改修委託料でございます。次の49ページをお願いします。備考の3行目になりますけれども、後期高齢者医療広域連合一般会計分共通経費負担金、これは広域連合の職員の人件費等でございます。その下の後期高齢者医療広域連合特別会計分共通経費負担金、これはレセプト等の共同電算処理等を国保連合会に委託しておりますけれども、その経費の負担金でございます。その下の後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金、これは医療費の支払いに充てるものでございます。それから節の28繰出金でございますけれども、2行目になります後期高齢者医療特別会計事務費負担金、事務費繰出金、これは特別会計の一般管理費に充てるものでございます。その下の後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金、これは低所得者の保険料軽減分を、公費で負担するものでございます。その下の後期高齢者医療特別会計歯科口腔健康診査繰出金、歯科口腔検査に要する費用の自己負担分400円でございますが、これを公費で負担するものでございます。41人分でございます。次51ページをお願いします。1番下のところになりますけれども、目6国民健康保険事務費ここは国民健康保険事務に係る人件費繰出金等を計上いたしております。次の52ページをお願いします。中ほどになりますけれども、節の28繰出金、国民健康保険特別会計繰出金この内訳としまして保険料軽減分を補てんする保険基盤安定繰出金が9,150万1,013円。それから出産育児一時金が14人分の392万円。その他、国保財政の安定化支援のために基準内の繰出金を支出したものでございます。次60ページをお願いします。目1保健衛生総務費、この主なものとしましては、職員の人件費それから節13の委託料としまして、在宅当番医制委託料、健康管理システムに関する経費、それから節19の負担金補助及び交付金としまして、病院事業負担金、これは公立多良木病院への負担金でございます。主なものは以上でございます。次の61ページをお願いします。上のほうの備考欄の4行目でございますけれども、鍼灸治療費への助成を行っております。1枚500円の3,712枚分でございます。次の62ページをお願いします。目4健康増進事業費、ここは健康診断に関する経費でございます。主なものとしまして節11需用費の印刷製本費は、検診申し込み時の封筒の印刷費でございます。節13委託料、集団健診委託料が4,800万円万円ほど支出してありますけれども、がんセット検診、その受診者数が1,592人、それから受診者の中のがんの発見者が17名ございました。また複合健診の受診者数が1,826人、その中でこちらのがんの発見者が10名いらっしゃいました。それから施設婦人科検診の受診者は385人で、この中でもがんが発見された方が4人いらっしゃいました。合わせて今年のがん発見が18人ございました。それから若っかもん健診も262人の方に受診していただいております。次の63ページをお願いします。目5母子保健事業費、節1報酬、医師報酬ここは乳幼児健診、妊婦の健康管理事業、母子保健推進員による赤ちゃん訪問等の事業等を行っております。節1の報酬、それから節8の報償費、節9の費用弁償、それと節13の委託料の乳幼児発達相談と委託料は、乳幼児健診に関する医師に対する費用でございます。それから節13委託料の健康診査委託料は、妊婦健診に関する委託料でございます。それから節19負担金補助及び交付金の不妊治療費助成金、平成30年度は延べ18人の方が治療を受けられております。目6予防接種事業費、ここは子供の定期予防接種と高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌に関する費用でございます。64ページをお願いします。主なものとしまして、節13の委託料、個別接種医療機関委託料で

ざいますが、子どもの予防接種につきましては、延べ2,906人に受けていただいております。高齢者のインフルエンザ予防接種は3,212人、対象者の59%の方が受けられております。肺炎球菌につきましては858人。対象者の68%の方が受けられているところでございます。それから中ほどの目3、目7健康づくり推進事業費、主なものとして、自殺対策事業として、心の相談、メンタルヘルス相談、ゲートキーパー養成講座などを行っております。30年度はあさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会代表者会においてゲートキーパー養成講座を実施いたしております。またおどんが健康づくり大会を開催し、講演会の開催のほかスポーツ推進やJ A、食生活改善推進員などの関係団体や役場の関係各課の協力を実施。各課の協力を得まして実施いたしております。次の65ページをお願いします。節18の備品購入費でございますけれども、これは認知症の発見に活用するため物忘れタッチパネルを2台購入いたしております。高齢者の健康教室等において使用いただいております。それから目8保健センター管理費、ここは免田、上、岡原の保健センターの維持管理に関する経費でございます。主なものとして、11需用費、節11需用費、電気料修繕料につきましては、11の電気料と修繕料につきましては、落雷による免田保健センターの空調設備の修繕等を行っております。節18の備品購入費につきましては、免田保健センターのガスコンロ4台を購入いたしております。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 追加説明はありませんか。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それでまだ質疑が足りないようであれば、一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。それでは、最初は税務課分です。質疑ありませんか。久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） 6番久保です。9ページ、歳入でお聞きします。うちの町も、ふるさと納税等で、たくさんの方々に納税いただいているわけですが、逆に我が町から、ふるさと納税を他町村されるといのは、この項目のどこの部分に影響が出てくるのか。それから、そのどのくらいの金額が実際出ていっているのかというの、把握出来るのかどうかというところをお聞きしたい。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） ふるさと納税についての御質問ですが、あさぎり町民の方が、他町村にふるさと納税をされた場合は、あさぎり町の住民税のほうから、控除されるという形になります。数値については、ちょっと今現在把握しておりませんので、ちょっと申し上げられませんが、逆に他町村からあさぎり町にふるさと納税納められた方は、うちのほうで言うと、企画財政課のほうで担当しておりますが、その方については、出身の他町村の税のほうから控除されるということになります。そちらについては、まだ幾ら控除されるのかは、こちらでちょっと把握ができません。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） そしたら、どのくらいの町民の皆さんが、他町村にされているのかは、もう今後も把握ができないという形になるわけですか。税務課として。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） あさぎり町の町民の方が、他町村に寄附されている場合、その自治体から、直接、あさぎり町のほうに、控除の申請ちょうのが上がってくる場合がありますので、その場合は把握できます。本人さんが申告されるとわかるんですが、申告されない場合もあるんですね。その方の把握ができない部分がありますので、100%の把握はちょっと無理かもしれません。ある程度は可能です。把握はですね。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） 思ったのが、その辺の金額、大した金額じゃないかもしれませんが、把握されて予算に、当初予算に織り込まれているのかなあと思いましたものですから、質問したんですけど

も、数値的なものがある程度わかればですね。また後からでも、教えていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 当初予算に反映と言いますと、あさぎり町民の方が、よその自治体に寄附されて、あさぎり町のほうの住民税のほうから控除されるということで、当初予算のほうでは、控除される額のほうは、もう別に考慮しないで、予算を組んでいるということですよ。

◎議長（徳永 正道君） 他に。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 一点、お伺いいたします。ページは9ページでございまして、固定資産税についてお伺いいたします。今回もですね。収入未済分が非常に多くございまして、決算年度調定に対する未済割合が12.3%と他の税としては飛び抜けておりますが、この理由につきまして、審査意見書の中にも滞納が高額の案件や徴収困難な案件が存在しているということを監査委員から指摘をされておりまして、その徴収に万全を尽くすような審査意見が付してございますけど、こういう固定資産税の非常に徴収困難な部分があるのならば、一覧表をもってですね。客体ごとに徴収の状況と、それからそれに当たるいろんな説明を加えていただければと思うんですけど、もちろん一覧表におきましては、氏名の表示等は要りません避けてですね。その現況を一覧表として、ここに提示して、議会で、説明を加えることができるかどうか。伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい。確かに固定資産税の滞納分が増えているというのは事実でございます。要因としましては、大口の滞納者があるということが、もう一番の要因でありまして、個別にいろいろ説明はできないかということですが、個人が特定できるような説明の仕方は、できないと思っております。大ざっぱにちゅうことになると、ある程度は可能かなと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ということは一覧表を作成して、今会期中でも、その説明を加えていただくということで理解してよろございますか。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい。個人が確定できないのであればですね。例えば100万円以上の滞納がある方が何名ぐらいとか、そういった形でなら、公表できればなというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 要は、不納欠損に陥らないためにもですね。そういう、多分、必死の努力をされていることは、もう十分存じているところでございますけど、それは、やっぱりこういう全体の議会にですね。そういう姿勢とか、方針とか示していただいて、この数字が、こういう状況であるということの説明をいただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） わかりました。今日は、ちょっとあれかもしれませんので、最終日にどれくらいの方がいらっしゃるとか、そういった形で説明をさせていただきたいと思います。はい。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございせんか。ないようございまして、これで税務課所管分の質疑を終わらせていただきます。ここで休憩にいたしたいと思います。午後は、1時30分からでございます。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで高齢福祉課より、説明の訂正の申し出がっておりますので、これを許可します。高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 資料のほうをお送りいたします。今回添付しております主要な施策の成果説明書に数値の誤りがございましたので訂正をお願いいたします。13ページの主要な施策、1行目になりますが、独居及び特定高齢者訪問事業、命のバトン事業の決算額17万7,095円とありますものを17万7,955円と訂正をお願い申し上げます。末尾に5を付け加えていただきますようお願いいたします。先ほどの資料追加の件と合わせまして、重ねてお詫びを申し上げます。どうも申しわけございませんでした。

◎議長（徳永 正道君） 次は、町民課分です。質疑ありませんか。久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） 6番、久保です。61ページの目の3環境保全費でお尋ねします。実は、私んところ築地区なんですけれども、築地区の月1回のリサイクルのときに、リサイクル品を分別せずに、そしてまた不燃物と一緒に期日の前に出されるような方が、その地区の方じゃないかもしれないんですけど、いらっしゃるんですよ。そういう事例っていうのは、他の地区とかでもないですか。そういう事例があれば、何か解決方法が欲しいんですけど、私どもの地区でもちょっと困ってしまってるものですから、それをお尋ねします。それともう1点、リサイクルの仕分けのときのプラスチックの板が、仕分け表みたいなのが、多分この地区も、フェンス等に掲げてあると思うんですけども、それが随分古いものになってて、内容が今とそぐわない部分も出てきてますので、是非これ来年度予算ぐらいでは、新しいもっと分かりやすいやつをしていただくと、サイクルの係の方、廃棄物の減量推進員さんあたりが、だいぶ助かるんじゃないかなと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。ただいまの久保議員のまず1点目ですけれども、リサイクル品を分別をせずに、決められた日以外に出されてるという事例があるかどうかということです。はい。地区によりましては、大体曜日は決まってるんですが、通常、開けたリサイクルステーションをいつでも持ち込みができるような体制を取ってらっしゃるところもございます。またその日の朝しかだめというようなところもございまして、地区地区で、その取り扱いが違っておりますので、その分別をせずにというのは、推進さんが当日はいらっしゃる、当日持ってこられる分はですね。きちんと分別をなさるんですけども、それ以外のときに持ってこられた際には、やはりそれぞれ地区の方々大変な思いをなさっていらっしゃるのではないかとはいえますが、直接的な苦情というか、そういったことは、私のほうでは聞いてはおりません。それと、2点目のリサイクルの分別方法についての一覧みたいなプレートですね。プラ板みたいなのを新しくということで、現在課のほうでもですね。来年度に向けて、来年度の当初予算で、そこを計画しようということで、地区にどういった対応を1枚で、分かりやすく表示したほうがいいのかということで、今の検討をやっているところでございます。来年度当初予算で計上は考えております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） はい。なかなかそのような苦情は出てないということなんで、うちの地区としては、ちょっと係の方あたりも苦慮していらっしゃるので、またいい知恵が浮かびましたら教えていただければと思います。それとリサイクルの分別のパネルですけれども、今まででしたら、各家庭にそれぞれリサイクルの行ってますよね。あの紙で。それだとなかなか皆さんよく見てもらってなくて、あと現場で集めたときに、これはどうやったかなとかいうのをいつも何かやっていますので、どっちやったかなとか。そういうのがないように、やはり今回、リサイクルの分別のパネルについては、是非、前向きに検討していただくようお願いしておきます。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、1点目につきましては、直接担当のほうでも何か聞いている部分とかあるかもしれません。またそれに対応する何か手だてがあればということで検討したいと思います。2点目は、来年度の当初予算に計上を考慮しておりますので、その際はどうぞよろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 61ページですが、先ほど犬については38頭が保護して、9頭は、保健所に行ったというお話が説明がありました。大体、犬については、町にどれぐらいの頭数があるんだということは、大体把握されてるのではないのかなて、思うわけではありますが、猫はどれぐらいこうお考えでありますか。頭数が、把握されてますか。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） 大変申しわけありません。犬につきましては、狂犬病予防法のほうで登録の義務がありますので、登録制度でっていうことでやっておりますが、猫につきましては、そういった制度もございません。今現在、町のほうで猫についての頭数というのは、全く把握はできておりません。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 本当にあの猫の把握は難しいと思いますね。できないと思います。実はですね。今回、39件が道路等にしかれて、処理されたと、処置されたということになっておりますが、実は、猫はもう本当に近親相関というのが勉強しとらんけんですたい。増えるばっかしですよ。これは。上総合運動公園のフェンスにですね。教育委員会が、犬、猫をここに捨てないでくださいという看板を立てました。3枚ほど。非常に猫の処置に困ってる人たちがおられますもんね。養いきらんかったら、もう捨てらすもんだけん野良猫となって、そして今度は、家庭のほうに行って、餌をこう探す。そして今言うように、もう腹が太うなれば、何匹もこう増えていくばかり。この辺をですよ。今、その困っておられるところもあってですね。もう増えるばっかいで。自分とこの猫じゃないものが来て増える。その処置ですよ。今までは、人吉に持って行けたと思うんですけども、今はもうかなり遠くまで持っていかにやいかん。何とかこの近くで、町ですよ。半年に1回とか、1年に1回とか、もう面倒見切れん野良猫になるようなところは、持ってきて処置はできないものなんですかね。どうですか。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。議員おっしゃるように、猫はですね。本当にあちこちに出没いたしまして、とても自由によその家とかにも出入りをしたりして、また、野良猫とかでしたら、特に避妊・去勢とかの手術もしてありませんので、本当に増える一方で、町としても、もう本当に結構、猫をどうしたらいいかというような御相談はあるんですけども、今現在、保健所のほうも引き取りをしております。猫については、大変申しわけないですけどもということで、拾われた方にあとはということでお願いしてるんですが、もうおっしゃるようになりますね。そのどうにか、こう猫をその処置っていうか。できるようなものがあればとは思いますが、なかなかその集めたところで、それをその後どうするかというのも、難しい問題でして、町としても、ちょっと猫に関しては、非常に苦慮をしているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 当然、本当に行政も、対応に苦慮されてるということは、相談が多分行ってると思うんですが、本当に相談される人たちは、もう困ったもんで。もう頭抱えておられるのが現状ですね。私も何軒も知ってます。もう本当にうちら辺まで来ますもんね。野良猫がどんどん。そこはですよ。何とか、その増えるばかりですよ。もう言われるように。去勢ができるわけでも何でもなし、あとは面倒見きらんかったら、どっかにいって捨てる以外にない。捨てたら、その近辺の人たちは大変な迷惑ですたい。

何か方法はないもんですかね町長。知恵はなかですか。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 人吉保健所に相談に行ってきます。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにごいませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番、難波です。町民課に一つお尋ねします。14ページのところで、マイナンバーカードの交付について説明がありました。7月時点で1,609件、交付率が10.45%ということで、想像はしていたんですけども低いなあと思います。なかなかその必要性を感じないとか、そういうところで、皆さん申請をされないのかなあと思ってるんですけども、款のほうでは、どのようにこの交付率についてお考えですか。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。あさぎり町に限らずにマイナンバーカードの交付率っていうのは、低い自治体が多ございます。ただ、人吉さんのようにですね。マイナンバーカードを使ってコンビニでの証明書等の利用ができればですね。そういったことでの若干の交付率が伸びるかなと思うんですけど、人吉さんのほうも若干伸びてはいるみたいですけども、そんなに多くは、伸びてないというふうには聞いております。あと今後ですね。マイナンバーカードを利用して、保険証をマイナンバーカードを保険証替わりにするとか、そういった利用が今後検討をされておりますので、そうすると交付率は上がっていくのかなというふうには思っております。ただ、今、町のほうでは、申請においていただくと、もう写真とか取ってお出でにならなくても、町の窓口で写真を撮って、マイナンバーカードを作るということをやっておりますので、作られたいと言われる方は、御利用いただければと思います。あと広報紙等ですね。周知の方法はしておりますけれども、少しずつは伸びてはきておりますけれども、まだ1割ちょっと、1割ちょっとというところがございますので、今後、またそういった保険証等の利用がなってくると、交付率は上がっていくのかなというふうには考えております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。2018年に導入をされてから、使える機会というのが、税金の申告だとか、本当そういうものだったんですけども、来年度からですね。2021年度からは、銀行口座を必ずマイナンバーの番号が要るとか、もういろんなことで、その活用はされるようなことをよく見てるんですけども、町のほうでも、窓口のところで、写真も撮っていただける。今初めて知りましたので、こういうところですね。他の町民の方に浸透させていただければ、少しは交付率が上がるんじゃないかというふうに思いますので、今後よろしく願います。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。交付率のアップに向けて、先ほどお伝えしましたように窓口でお出でいただいて、写真を撮らせていただいてのマイナンバーを作る。カードを作ることができるということにつきましては、もっと周知をしていきたいというふうには思っております。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 12番、小見田です。1点お伺いたします。ページは62ページと66ページに関連することございまして、生ごみの収集運搬委託料から生ごみ処理委託料が出ております。それと66ページはですね。人吉球磨広域行政組合の負担金、これゴミ処理費で、今年は55トン増加したということございまして。生ごみの処理ということで、その目的としましてのごみの量を減らすということで、今まで進んできたわけでございますけど、今年、55トンのゴミが増加した分についてまず伺いたいことと、人吉球磨広域行政組合の負担金がですね。一応、なんですかね。固定費に当たる部分ですかね。減価償却が進んで、施設に関する負担金が減額したがゆえに、要は55トン増えても、処理費自体は、減額であ

るということですが、今後、広域行政組合のクリーンプラザの焼却炉等ですね。結局、そのあたりが、減ってしまったということで、あとかなり老朽化したということの現れだと思いますけど、今後に対しては、クリーンプラザの焼却炉については、どのような説明があるのか。あとその施設の運用について、御存じだったらお知らせいただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。ごみ量の増加に関しましては、広域行政組合の負担金に算入されますごみ量については、前年度の1月から12月までのごみ量での80%ということで計算をされております。町のほうでやりますのが、年度でいきますので、4月から翌年の3月までのごみ量ということで、若干そこに差が出てまいります。あと広域行政組合の負担金の中で、30年度につきましては、赤池ごみ処理施設の元利償還金の分が、今年度、30年度は無くなったということでゼロということになっております。今後、施設に関しても、老朽化はして行っておりますので、様々なところで、若干、そういった施設整備の部分等で、増えていく部分はあろうかと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 私が聞きたかったのは、55トンごみ量が増えたということと、生ごみ処理をしますんで、できれば、今まで生ごみ処理に当たる経費もかかっておりますけど、その分、生ごみの処理に関しては、もう減っていくのを期待してたんですけど、その辺がですね。人口世帯も減る中において、ごみが増えていく。それから、生ごみは生ごみとして堆肥化している。過去にですね。ずっと推移といえますか。ごみを生ごみを堆肥化する以前から見ましてですね。その生ごみ処理に当たる経費が支出される中において、ごみ処理に関する費用といえますか。最終的に今はどのような傾向にあるのか。それをちょっと伺いたいと思います。その効果ですね。生ごみ処理をしてるが故に、ごみ処理に当たる経費の支出が減ってきたということであれば、その辺のところの5年スパンぐらいで、ようございますけど、その辺のところは、示すことは、一番最終日でいいんですけど、教えていただければと思います。それから、赤池の処理場に、元利償還が終わったということは、かなり老朽化したということがございますので、果たしてそれが、ここで聞くのもなんですけど、最終的にまだその機械を更新して、現地のできるのか。それともまたその違う場所を見つけるのか。そういう話は、そういうことについての話は、今、全然出てないのかですね。ということをお聞きしたかったわけですけど、町長にはそういう話は行ってますか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 赤池の処理場についてはですね。球磨広域行政組合の中で、いろんな老朽化による修理が結構増えてきてます。高額な修理がですね。私も、まだそのところは、今小見田議員が質問されたような焼却炉、その本体そのものが、どうなのかということころまでは、まだ詳細に私も、把握できてませんので、今後は、行政組合の会議等に行ったときにですね。その辺もきちんと把握できるように頑張り努力したいと思います。それから、ごみ処理量が増えていることについてもですね。まだまだ分別の余地があるんじゃないかと思えます。今私たちも、商品を変えますと、非常に何重にも包装されている。その包装するものも、きちんと紙としてリサイクルに出すように、ごみとしてごみの中に入れてないように、そういうふうな分別を徹底するような方策をいろいろと考えていきたいと思えます。昨日の人吉新聞でしたか、人吉市長が、中学生の議会の前に、いろんなこう説明に行かれたという記事が載ってましたが、そういうふうな小中学生を対象にですね。今ここに出されているような金額、ごみ処理のためにどれだけの金額が、お金が支払われて出ているのか。そういうことも、やはり子供たち、中学生、そういう子達にいろいろ教えてやることも、分別が、これからスムーズにいく一つの方法じゃないかなと考えてます。そういう努力をしていきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） 生ごみに関しましての事業効果につきまして、5年スパンということだったので、大変申しわけありません。最終日に資料のほうを準備させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。いいですか。

◎議長（徳永 正道君） ほかにありませんか。それでは、次は生活福祉課分です。質疑ありませんか。市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） 2番、市岡です。1点だけお伺いいたします。ページ59ページになります。一番最下段の災害見舞金なんですけれども、こちらに対しまして、今回3件と火災やほかも含めて120万円の支出がございましたという、報告をいただきました。こちらですね。条例を見ますと、被害を受けた家屋の所有者に見舞金を支払うということになっております。この3件の中に、恐らく借家としてお借りされた方々、家族の方々いらっしゃると思うんですけれども、そういったのはありませんか。もしくは、本年度やったかもしれません。すいません。そういった場合にですね。借家として借りた場合に、契約の中に例えば火災保険がどちらにかけた公的な団地類は、町が準備した団地とかですね。きちんと町が保険を火災保険などかけるんですけれども、そういった場合のケースの時に、やはりこういった借りてる側のほうには、お見舞金は来ない。まあ過失が、有る無しもあるかと思うんですけれども、こういった状況を踏まえた場合にはどうお考えられますか。今後ですね。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、ただいまのお尋ねの件ですが、災害見舞金制度につきましては例規の主旨のとおり、家屋、住家または納屋等が該当いたしました対象施設となりますが、あくまでも持ち主といましようか、所有者に支払うべき見舞金制度として支払いをこれまで行っているところでございます。ただ議員お尋ねの中にありました借家等につきましては、この見舞金制度の趣旨を説明をいたしまして理解をいただくというようなことで今後も行っていくということを基本としたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） はい、ここをお尋ねした分はですね、今後商工観光課あたりでも空き家を活用して借家等にしてしっかり定住に結びつけたいということもありますので、やはりこういったところに少し借りる側もですね、何かこう手だてがあればと思ひまして質問いたしました次第でございます。今の課長の答弁でありますと、この趣旨でいきたいということなんですけれども、そういった現状が少しずつ変わってきますとやはり、少しずつこう状況は変わるんじゃないかということで質問いたしました。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、議員御指摘のとおりそれぞれの借り主貸し主等の関係もございまいしょうし、それぞれのそのときの災害の種別と申しましようか程度等によりましても、しっかり検証を行い、見舞金制度の趣旨に沿うように実施をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 他に。久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） はい、6番久保です。55ページをお願いします。障害児通所支援費、9,435万円についてお尋ねします。30年度の利用者、そして事業者、それとあと、今年度来年度あたりをどのような数値で推移していく予想を持ってらっしゃるのかお尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、障害児通所サービス費支払い等につきましては、現在町内に発達障がい児の子どもさんたちが通う事業所等が町内に5事業所ございます。この点につきましては、小学校の児

童の特に近年放課後の時間の過ごし方が、やはりちょっとさま変わりをしてきたという実情もございますし、その事業所の支援といいましようかが例えばある事業所は送迎があったり、御自宅に子どもが帰るまでのサービスといいましようか、その支援サービス等の内容が充実してきたという点も上げられるかと思いますが年々支援費につきましては増加をいたしております、議員御指摘のように、平成30年度決算ベースで9,400万、さらにこれにつきましては増加していくのではないかと。それと10月1日からの消費税の引き上げに伴いまして、幼児教育保育等の無償化につきましては説明をいたしましたところでございますが、この通所の支援費利用費につきましても、未就学児につきましては保護者負担が無償化になるということでございますので、町の負担率につきましては4分の1の負担割合でございますが、その点も含めまして今後ちょっと増化していくのではないかとということを担当課では予想しているところでございます。事業所につきましては県の許認可事業所でございますので、町としましては、担当課といたしましては、その補助金等の交付のやりとりの中での実態把握といったようなことしか今のところはやっておりませんが、今後はやはり、子どもの対象児童の増加とともに、事業所の支援内容につきましても差が出ないようにですね、やはり上中球磨等の担当者の会議等を通じましてですね、町村間でも差が出ないように形で、指導していく必要があるというふうに認識をしている次第でございます。

◎議長（徳永 正道君） 山口課長補佐。

●生活福祉課長補佐（山内 悟君） 30年度の実績につきましては児童発達支援ですね、延べ人数ですが249人、金額としましては936万4,000円。それから放課後のデイサービスにつきましては668人、金額が8,118万6,000円。それから、相談支援事業につきまして224人の381万2,000円ということになっております。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） お答えいただきましたけれども、実際の人数でいうと何人ぐらいだったか教えてください。実はですね、去年も答弁の中でおっしゃってたのが、去年、29年度です。6,660万で、80名の方が利用されたというふうにお聞きしてるんですよ。そうすると、去年度で80万円ぐらいの予算がお1人子どもさんお1人にかかっていると。今後また伸びていくということになればですね、その事業者さんに任せてばかりではもう事業費がどんどん膨らむばかりですよ。たとえば学童保育さんあたりを何かうまく活用して、機能の一部を担っていただくとか、そういうことが考えられないのかなあと思ったわけです。やはりこれだけの予算を費やしていくってことであればまた特に今度未就学の方々の分も増えていくということですので、非常に心配するわけですけども、何かちょっとその辺は知恵を絞っていただきたいなと思うわけです。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、具体的な実人数につきましてはちょっと調査をいたします。この事業所を含めた今後のあり方等につきまして放課後児童クラブ等も含めた上でのお尋ねをいただきましたが、この点につきましてはですね先ほど答弁いたしましたとおり町村での障害関係の担当者会議等での情報の共有がまず大切だと思います。町内の子どもさんたちばかりではなくてですね、広域的に例えば隣の町のほうからでも今後入所とか、利用等の交流といいましようか、が出入りしておりますので、この点につきましてもやはり、近隣町村との事務レベルでのまずは情報の共有、認識の共有を行った上で、行政としてどこまで事業所に対してもお願いといいましようか、そういうものができるのかということも確認しておく必要があるというふうに認識いたしております。今後御指摘を受けましてですね、今後の関係町村の会議の中で席を踏まえました検討を行っていければというふうに考えておりますので、早速その点につきましては実行していきたいというふうに思います。現時点では答弁になるかわかりませんがそういう認識でおります。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） 15番です、一点だけ伺います。58ページのですね節15の工事請負費ですが、これ午前中の課長の説明では、しらがね寮の転落防止柵の工事費と伺ったわけですが、これまで転落防止柵がなかったのか、これは新設だったのかちょっと伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田課長補佐。

●生活福祉課長補佐（蓑田 輝幸君） はい、救護施設総務費の工事請負費について転落防止柵の設置の件ということですが、もともと木製の柵が設置してありましたが、それが経年劣化等によりまして、大変危険な状態になっておりましたので、その部分を金属製の転落防止柵に変更したということです。

◎議長（徳永 正道君） 久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） これ何で私が尋ねたかと申しますと、直接決算には関係がないと思いますが、今年の6月ですね、大雨でその防止柵の畦畔が百太郎用水路にですね多分2、3カ所だったと思うんですが、崩れてますよね。ややもしますと今後ですね、また大きな雨が来たときに、せっかく設置された防止柵がまた倒壊するような感じがしてなりませんし、そして何といてもあれだけの高低差があつて、百太郎の用水路をもう何ですか、せきとめどんしたらですね、もっと大きな水田等に被害が出るんじゃないかというのを感じたわけです。といいますのは私はたまたまたま百太郎土地改良事務所に伺ったときに、あそこが崩れてますので見てもらえませんかということで、わざわざ尋ねて行ったんですが、百太郎の用水路私は初めてずっと上から下ってきたんですけど、ああいう場所って本当、あそこは特殊ですよ、あの高低差の中で、百太郎溝が用水路が延長されてるの見ましたんですが、そこで今後のその対策等も含めてですね説明をお願いできればと思います。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田課長補佐。

●生活福祉課長補佐（蓑田 輝幸君） はい、今議員のほうから、御質問のありました件につきましてですけど、7月の大雨によりまして、救護施設南側の百太郎との境の法面が5カ所崩壊しております。これにつきましては、現在、応急処置を行いまして、それ以上の拡大を防いでおりますけれども、今後ですね、測量設計業務委託しまして、その崩れた部分については、できれば工事のほうもですね、今年度中に行うことができるといふふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 他にありませんか。生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。久保議員のほうただいまの先ほどの質問につきまして、資料等に基づきまして人数との答弁をさせていただきたいと思います。障害児支援施設といたしまして、障害児通所支援事業所が名称でございます。町内に5事業所あるというふうに答弁させていただきました。8月21日時点での通所している児童数94名でございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にありませんか。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 4番です。2点お伺いします。1点目は17ページ多子世帯子育て支援事業補助金っていうのがございますが、今年が847万4,950円でした。昨年が391万7,900円ということで、金額がちょっと倍以上に増えておりましたので、この増加理由についてお尋ねが1点です。2点目は、24ページ民生費になります。子ども医療費助成事業費、昨年からすると、今年がまた630万ほど減っておりますが、昨年もですね、28年から比べると801件ほど受診件数が減っているっていう報告がございました。この減っている助成金が減少した理由、それから今年は何件くらい減っているのかっていうことがお尋ねです。その二つお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） まず1点目の多子世帯関係につきましてはですね、平成29年度まで、こ

これは事業といたしまして単県の2分の1補助事業になりますが、平成29年度までは第3子以降の子どもにつきましての対象になるわけですけれども、3歳未満児までが対象になっておりましたが、昨年度平成30年度から県のほうで改正になりまして、5歳未満児まで、いわゆる2歳分引き上げになりました。その部分が大きく影響いたしましての増額というふうになった次第でございます。

◎議長（徳永 正道君） 山内課長補佐。

●生活福祉課長補佐（山内 悟君） 子ども医療費の件でございますけれども、支払い額につきましては先ほどの課長の答弁によりまして、昨年よりも7万2,000円程度の減額をしております。主な理由といたしましては、歯科ですね、歯医者さんの医療費につきましては、昨年度が723万1,226円でしたが、平成30年度がですね677万9,710円ということで45万2,000円につきましては歯科医療費で減小しておるといふところを分析をしております。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） 再び申し上げございません。最初の質問の中での具体的な数字を報告させていただきたいと思っております。平成29年度までの対象につきましては65名でしたが、枠拡大によりまして107人、42名分の増になっておりますので、その部分の比較増減は455万7,050円ということで、主要な原因でございます。よろしく願いいたします。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。あさぎり町は子育てしやすいということで、たくさんの子どもを生む方が増えてきたのかなと思っておりますけれども、また、いろんな補助金等使いながら多子世帯で子育てしやすい町を町としても頑張っていたいただければと思います。3歳が5歳に延長になったということで、この金額についてはわかりました。この、2点目ですね、私も何回も一般質問をする中で保健師さんたちがお母さんたちに対しての啓発活動っていうか訪問をしていただいて、多科受診っていうか深夜コンビニ受診が減ったのも一つの理由かなというふうには思っておりますが、今課長補佐のほうからありましたこの歯科受診についてですね、これについては、実は医療費は下がったんですけど、町内の子供たちのう歯、虫歯の状況を見るとまだまだ虫歯の多い子がおります。なので、本来ならば学校の帰りにでも歯医者さんによって治療ができる子はいいんですけど、近くにやっぱ歯医者さんがいない子供に対して、病院に行かなきゃいけないんだけど行けない子供がいるんじゃないかなあという点がちょっと1点心配な点なんですけど、そのあたりの分析っていうのは、いかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、現在町長の所信に基づきまして関係各課で子ども医療費の支払い手法等の見直しにつきましての内部協議を始めたところでございます。その中での実態の把握といたしましうか、そういう中でちょっと検証をしていく必要があるというふうに認識をいたしておりますので、この点につきましては、内容を確認させていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他に。ございませんか。の次は高齢福祉課分です。質疑ありませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番です。高齢福祉課にお尋ねします。16ページのですね、民生費の県補助金で、市民後見人権利擁護人材育成、事業補助金というものがございました。それと、48ページのほうに成年後見委員センター運營業務委託料というものが出ております。これが連動してるものなのかちょっとそこをお尋ねしたいのと、市民後見人のですね町内の対象登録者数などがわかりましたらお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（出田 茂君） 権利擁護人材育成事業補助金でございますけれども、平成29年度までは市民後見推進事業という名称で実施しておりましたが、県の補助金の名称に変更いたしまして、平成30年

度から権利擁護人材育成事業補助金としております。また成年後見制度と関連して、この分の補助金を申請しているところがございます。この後見人制度を利用されている方でございますけれども、被後見人数がですね、平成30年度におきましては、あさぎり町内では8名となっております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、この後見人制度というのは高齢者が増加したこととかですね、認知高齢者以外に精神障害者でございますとかいろんな障害を持ちの方のための貢献ということで、パンフレット見たこともあるんですけども、これは自治体主導のその貢献方式というのをとっていらっしゃるって、それがちゃんと活用されているのか、個人の受任型と支援員型っていうのがあるように聞いたんですけども、町ではどのような形をとられているんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） はい。今現在、町のほうでは後見人の被後見人につきましては、この8名につきましては高齢者になっております。障害者等につきましては、生活福祉課のほうの一般会計のほうです。ね実施している部分になりますので、この8名には障害者は含まれていないということになります。一般的にですね、あさぎり町の後見人と言われる方につきましては、平成30年度当初でございますけれども、障害者、を入れましてですね、85名の方が利用されております。この場合、ほとんどの方85名のうち5名が高齢者で、残りの80名が施設を利用知的障害者等の受援施設をですね利用されてる方が80名となっております。また町のほうです。ね、後見人制度をですね、審理申し立てで実施している方という方につきましては、平成30年度は1名ということで、今年度になりまして、少し増えまして、今現在2名申請、1名を申請予定ということで今、審判の申し立てをしているというような状況でございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。この後見人を引き受けられる方は専門的な知識もですね必要と聞いておりますし、今後、高齢者もまだ団塊の世代多いのでですね増えていくと思いますので、この制度がですねきちんとこの補助金をしっかりと使いながらですね、活用されていくことを望みたいと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 今後一層ですね、成年後見人制度につきましては、住民の皆様にも周知をしてですね、理解を進めていくように努めてまいりたいと思います。加賀山議員手上げなかったですかね。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい、3番と全く関連でございましたので今答弁をいただきました。昨年の相談件数が2,523件、郡内来っていうかセンターです。ね、そのうち539件あさぎりであった分が今年は682件と相談件数が増えていることも含めまして、町として周知をしていただいていることで広がってきているのかなと思っておりますので、より一層の努力をよろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） はい、今議員の言われましたように、被後見人の業務につきましては、全体で3,307件、センターの中人吉球磨全体です。ね、そのうちあさぎり町分が682件ということで、昨年度と比べますと全体で1.3倍、あさぎり町分につきましては1.26倍ほど増加しております。この理由といたしまして1番考えられますのが被後見人そのものが増加したことが考えられます。被後見人は29年度が5名だったのが30年度末には8名と1.6倍にふえておまして、その関係上、このような業務がふえたのではなかろうかと思っております。またあの議員がおっしゃるように、制度の理解が皆様住民の方々に

理解が深まったことによるものだと思いますが、もう一つは理由といたしましては、今現在高齢者の認知症が進んでございますので、増加の件も全く関係ないものではないというふうに考えているところです。今後は議員が言われるように、より一層制度の理解をですね深めていただくために、住民の皆様への講座等の御案内を申し上げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にありませんか。それでは最後は健康推進課分です。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 4番です。2点お伺いします。平成30年の4月から国宝の保険者が町から県にかわっております。今回決算のほうまとめられる中において、町から県に変わったことで何か変化があったのでしょうかというのが1点目です。2点目が64ページ、肺炎球菌の予防接種受診者が858人、68%っていうことでしたが、これにつきましては1年以内にしないと接種ができないということですが、この残りの40%弱の方に対しての町の取り組みを伺います。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。最初の質問のですね。国民健康保険事業につきましては、後ほどですね、国民健康保険の特別会計のほうで御説明したあとがいいかなと思いますけれども、質問がありましたのでですねお答えしたいと思いますけれども、県のほうがですね、財政運営主体の主体となって事業を行っておりますけれども、町としましてはですね、医療費に関することですね高額療養費も含めたところの医療費に関しまして、これはすべて県のほうから交付するというようなことになっておりますので、財源の手当等をするのがですね、その心配が少なくなったというようなことが言うと思います。それから、県内1円での事業となりますので、事務取扱の事務の平準化ですね。こういうことされておまして、今まで各市町村である程度、多少違った事務取扱してたのが画一的に、県内1円ですね、平準化されることになったというようなことでございます。それから事務量につきましては、今まで行っておりました事務用等ほとんど変わらないといった状況でございます。それから、2点目の肺炎球菌に関してでございますけれども、平成26年から始まりましてけれども、5歳刻みで、肺炎球菌の予防接種を受けていただくというようなことで進めておまして、毎年大体7割弱の方が、受診されておまして、残りの30数%の方がですね、まだ受けておられないような状況でございます。国のほうとしましてはですね、今年度からまた5年間かけまして、1度もまだ受けたことがない方を対象とした予防接種を進めるというようなことで、また、今年度から5年間、その接種の事業を行っていくことになっております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい、私も特別会計で伺えばよかったんですが、先ほど報告がありましたもんですからお伺いしております。肺炎球菌に関しましては御高齢者の方がお亡くなりになるときにドクターがかかれる死亡止水診断書として1番多いのは老衰と書かれるのが多いんですが、次にかかれるのが肺炎っていう場合が非常に多ございますので、そうやって苦しんで亡くなっていくのではなく、安らかな一生を過ごしていただくためにもこの肺炎予防っていうのがすごく大事なあとというのは私も実感しておりますので、ぜひ、この予防のですね、有効性っていう部分をまた該当者の方にお伝えいただきながら、取り組んでいただければと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。また今年度の状況ですけれども、まだ受けていらっしゃる方ですね、受診券等をお送りして勧奨を行っております。現在、その残りの方2割ぐらいが申請されております。今後もですねまだ受けておられない方を対象に再度勧奨通知を行ってですね、できるだけ多くの方に受けていただくようにしていきたいと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にありませんか。市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） 2番です。1点お伺いいたします。ページ61ページになります。衛生費の上から4番目、備考で鍼灸治療費の助成についてなんですけれども、現在この条例にも含めまして、現行の補助を図るためについてということで、1回月500円を上限で1日1回1人につき36回とあります。確かあのそういったちぎって使う券を2回ほどに分けて出されているということだったんですけれども、例えば今500円ですね、月に医療関係に行かれてできる分やはりこう針とかおうたんとちょっとこう、直らなくて自分です、そういった感じられて鍼灸に行かれる部分ってあると思いますが、これは1,000円券ですね予算は同じ1回あたりを1,000円にして、例えばこう計算されたりとかっていう検討が以前にあったのかということと、この500円の経緯があったのかっていうのと、例えば2種類を選べますよっていう、1回に行けばやはり3,500円ぐらいかかると思うんですね。配給もそんな1回に500円いたさながらもう3,000円で年に何十回も行けるっていうのはなかなかできないと思いますけど、実績としてですね3,712枚ってということで報告ございましたが、どのような何て言いますか推移と申しますか。がありますでしょうか、まずその点を伺います。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 私が把握している範囲ではですね、その5,000円県の発行につきまして検討した経緯等はちょっと聞いておりませんが、ただ今まで月に今まででなくて、いつでんですね、月に4前までとか、交付していた経緯はございます。けれども、毎月申請いただくというようなことで、ちょっと手間もあるし、こちらのほうとしても事務が煩雑するというようなことで、18枚券を年に2回交付するというようなことで、行っております。1,000円券等のは、これについてはですねちょっとまだ、検討いたしておりませんでしたので何ともちょっとお答えできないというような状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） はい、このことにつきましては、私もちょっと利用させていただきました。そういうのがあるとしたものですから発行していただいたんですが、なかなかそうしょっちゅう切れるものでもないなっていうのはちょっと実感したところも私的なところもありますけれども、あと、他の自治体にはですね、たまたまそういった思ってたところはそういう1,000円券やぱりちぎってだすセンターと思うんですから、こういったところもあるんだなあとということで、予算はもちろんありますけれども、それを36から18枚してくれってはいませんが、やはり選べるような、何かそういうチョイスも今後あっていいのかなっていうことで、3、4回位1回で通えばですね、大体の痛みが取れたりとか、治療に役立つんじゃないかなっていうところで質問いたしました。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長すみません、健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。そうですね受診される方もですね、毎月決まって5回とか6回とか行かれる方もいらっしゃいますし、もう1、2回行けばもう行かないという方もいらっしゃいますのでですね。その辺ちょっと内容につきまして今後検討させていただければと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にありませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 60ページ病院事業の負担金が1,100万ちょっと出ております。前町長が退任されるときに、病院の経営は非常に厳しいということをおっしゃられました。今後二、三年が大きな山場を迎えるであろうというお話でもあり、事務方についても、いろいろな問題があるというお話をされて退任されましたが、そういうお話を聞く中で、あそこにはコンサルも入ってて、そういった効果が上がってないのかなという感じを私は受けとめてしまいましたが、今後この事業負担金が、各構成町村大きくなることについては非常に敏感になっておられるということをお伺いしております。町もですね、今後どうなるのか

ちょっとわかりませんが、やはりだこれ以上の負担金が多くなるということになるとやはり経営の内容がはっきりとして、将来自主運営ができるというような見通しがつくのであるならば、それまではやっぱり負担金を応分の負担はしてもいいのではないのかなというふうを考えるわけですが、町長としての今の病院のあり方について、どのような認識でおられるのかどうかというのをお聞かせいただければと思いますが。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、公立多良木病院については非常に昨年も少し赤字額が大きく、今年の予算も最初から赤字で計上されてます。ただここ今4カ月ぐらい経過したところではよそよりも業績は上向いてはきています。大島企業長も一生懸命努力をされています。ですので、開設者協議会の会長もまだ決まってない状況ですが、単純な疑問なんですけど、私も例規集を読んでですね開設者協議者協議会というのは、企業長から与えられたものを審議するとしか書いてなくて、じゃどのくらい我々は関与していけばいいのか、そこ辺のところはまだ、自分なりに整理されていないところですが、いろいろ過去の損益計算書、それから貸借対照表、それからキャッシュフロー計算書、いろんなものを見させていただいたり、また新経営計画の数字なんかも見せていただいているんですけども、内容的にはやはり厳しいものがあると感じてます。先ほどコンサルタントと言われましたが、コンサルタントが持ってきた数値目標、やはり乖離が見えている。ということで、やはり経営コンサルがつくのであれば、やはり数値目標にしっかり目標達成できるような経営を指導してもらわないと。ほんとにコンサルタント通しての業務が遂行されているとはもう思いません。それでこれからどのようにしてやっていくのか、私もまだ暗中模索の状況ですが、まず大島企業長と一生懸命まず、話す機会、お話をする機会をつくっていただいて、企業長の病院に対する思いは強いものがありますから、私たちがどういうふうな支援をすればいいのか、そういうところをもうそんな時間ありませんので、急いでそういうところも取り組んでいきたいと考えてます。それから国からの補助金をそのまま多良木町を通じてあさぎり町に出てるわけですが、コンサルタントの話では、それが半分しか出されてないと。というようなことで、経営コンサルタントのほうから満額、だから今出してる部分の倍額ですよ。それを出してくれというような話でしたが、私もまだそこら辺のところはよくわからないんですけども、多良木、湯前、水上の町村長さんではもう自分たちはもう出すべきところは出しているから、もうこれ以上出すところはないということをちゃんと資料を持って、それから多良木町の担当者呼んで、そしてそういう説明を企業長それから事務局長には説明がなされてます。今のところそういう状況です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい。その辺はしっかりと中身の精査をしていただきながら改善できるところは改善をしながら、応援するところはしていかないと私たちの病院でもあるし、地域の人達が、もうなくなれば非常に困る病院でもありますんで、ただ、しかしながら、経営の中身に問題があるとすればですねそれはやっぱり排除しながら自主運営が基本にそして、あつてほしいというふうな思いを持つもんですから、やはり今までできなかったんであるならば、やはり新しいに方策を考えていただいて、問題点を精査をしていただきながら、頑張っていただければという思いが一つあります。ぜひなかなか一長一短にはいかない部分というのは私も知っておりますんで、町民の皆さん方地域の皆さん方が安心してかかれるような、やっぱり情報発信をするには、私たちでも、病院議会は病院議会としてありますけれども、町長みずから地域の皆さんがたにもお話いただきたいなというふうに思っておりますので、今後機会あればですね、その辺もしっかりと御説明をいただきながら、理解をいただくようお願いしたいと思うんですが。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、溝口議員おっしゃるように、情報はちゃんと皆さんたち議員の皆さんや町民の皆さんにお伝えしていきたいと考えてます。ただ、不十分な審議の中のいろんなお話をしますと、誤解を

招いてそれが結果的にマイナスになるといけませんので、まず、今度の場合、医療と経営とそれを私は関連はするんですけれども、関連はするんですけれども、それをひとつ私たちができるのは経営の部分ですので、経営の部門をどう御支援できるか、そういうところを企業長とよく話し合いながらですね、練って行って、その中で皆さんたちにお伝えできることをきちんと整理して、そしてお伝えしていきたいと、そういう努力をしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） すいません。先ほど人吉球磨成年後見センターの利用者の本町の被後見人の数の中で、すべて65歳以上の高齢者と申しておりましたけれども、平成30年度につきましては、65歳以上の方が3名、未満の方が5名、29年度につきましては65歳以上が2名、未満が3名ということになっておりますので、訂正をさせていただきます。すいませんでした。

◎議長（徳永 正道君） 各課について御質疑いただきましたけれども、全課にわたっての質疑があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 次に、日程第2、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時50分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2 認定第2号

◎議長（徳永 正道君） 次に、日程第2、認定第2号、平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし説明を求めます。和泉課長補佐。

●健康推進課課長補佐（和泉 厚子さん） はい。それでは説明に入ります前に、現在の国民健康保険の状況について簡単に御説明させていただきます。平成30年度の平均被保険者数は4,154人で、前年度より180人が減少しております。保険給付費につきましては、7.1%増ということで9,876万6,000円の増となっております。1人当たりの医療費が約35万8,000円。前年度より3万8,000円の増となっております。その要因として考えられますのが、悪性新生物、がんによる入院医療費の増が要因と上げられております。では次に決算書、歳入のほうから説明をいたします。大まかな説明をいたします。すいません。30年度に制度改革で県単位化となりまして、歳入のほうも前期高齢者交付金、共同事業交付金の予算科目が廃目となっております。歳入合計は、前年度より4億4,000万円余りの減となっております。歳入の主なものとしましては、款1の国民健康保険税が19.7%、款6の県支出金が66.7%、以上で86.4%を占めております。次に歳出のほうの大まかな説明をいたします。歳出のほうも制度改革の県単位化により、4億3,200万円余り減となっております。後期高齢者の支援金、介護納付金等が県から支出することになったことです。主な支出は款2の保険給付費は14億8,729万円余りで69.1%を占めております。次に款3、国民健康保険事業納付金が6億148万円余りで27.9%を占めております。次に詳細な説明に移ります。

◎議長（徳永 正道君） 池上課長補佐。

●税務課課長補佐（池上 聖吾君） それでは、税務課所管分の説明をさせていただきます。まず歳入からになります。決算書の7ページをお願いします。国民健康保険税の収入状況でございます。上段をごらんください。目1一般被保険者国民健康保険税分調定額、4億9,919万1,541円。収入済額4億4,783

万3,017円。不納欠損額136万2,155円。収入未済額4,999万6,369円。徴収率89.7%で、対前年比0.6ポイント上昇しております。目2退職被保険者等国民健康保険税分調定額、381万2,644円。収入済額203万4,767円。収入未済額177万7,877円。徴収率53.4%で対前年比28.4ポイント減少しております。減少の要因としましては、退職医療制度が平成26年度で廃止され、新規の滞納者が増えなくなったことによります。それにより、現年度分の調定額が年々減少し、滞納繰越分の納付、ここでいいます収入済額が少ないため、年々徴収率が下がっております。国民健康保険税の合計調定額、5億300万4,185円。収入済額4億4,986万7,780円。不納欠損額136万2,155円。収入未済額5,177万4,246円。徴収率89.4%になります。前年度よりも0.3ポイント上昇しております。この徴収率89.4%は県下45市町村中第11位になります。次に8ページをお願いいたします。最上段になります。目1督促手数料、24万693円の収入、不能欠損額1万1,200円になります。次に9ページをお願いいたします。最下段になります。目1延滞金、243万5,580円の収入になります。以上歳入の説明を終わり、歳出の説明に移ります。11ページをお願いいたします。項の2枠目、2徴税費、目1賦課徴収費節11需用費、これは納税通知書及び督促状などの印刷代になります。次に14ページをお願いいたします。最下段の目1一般被保険者保険税還付金ですが、主に住民税や被保険者の資格喪失により税額更正を行い、過年度に遡って還付するものであります。以上、税務課所管分に係る説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 和泉課長補佐。

●健康推進課課長補佐（和泉 厚子さん） はい。続きまして、健康推進課分の説明を行います。8ページのほうをご覧ください。款6の県支出金です。県支出金につきましては、節1保険給付費等交付金普通交付金と交付金があります。こちらのほうは被保険者の医療給付に対して交付される普通交付金となります。節2につきましては、特定健診の受診率保健指導実施率、保険税の収納率、糖尿秒重症化予防や健康づくり等、保険者の創意工夫や努力に対して交付される特別交付金となっております。最下段の款7財産収入ですが、こちらは基金の利子になります。次に9ページのほうをご覧ください。款8の繰入金です。繰入金には一般会計からの繰入金と、基金からの繰入金がございます。一般会計のほうから国保財政の安定化を図るために、法定内で1億2,699万3,303円を一般会計から繰り入れております。次に基金から2,500万円の繰り入れを行っております。款9の繰越金、前年度の繰越金でございます。次に10ページのほうをご覧ください。項の2の受託事業収入につきましては、75歳以上の後期高齢者の健康診査に係る費用を後期高齢者医療広域連合より交付を受けております。3雑入につきましては、交通事故等第三者行為の医療費を国保が立て替えた場合、また、負担区分変更とか保険者間の調整等での調整金などでありまして、はい。次に歳出の説明に移ります。11ページをご覧ください。款1の総務費につきましては、国保事務に関する経費になりますけれども、レセプト点検員2名の報酬など必要経費それから保険証の印刷代、あるいは書籍等、そして郵送料を保険証を特定記録郵便で発送しておりますのでその郵送料、それから共同電算回線の使用料、また国保のシステムの改修委託料が主なものであります。総務費の項3の運営協議会費ですが、国保の運営協議会を30年度は年に2回開催しております、そちらの開催に伴う経費でございます。款3保健給付費です。保険給付費には一般医療機関での診療とそれから補装具の作成、また医師の指示による鍼灸あんまマッサージ等にかかった費用です。先ほど申し上げましたように、前年度より金額が上がっております。次に12ページをご覧ください。項2高額療養費です。高額療養費のほうも、前年度より3,460万円ほど増額になっております。項3の移送費については2件分です。次に13ページをご覧ください。項4の出産育児諸費となっております。こちらは被保険者の方で、出産をされた方に42万円の一時金を支払っておりますが、30年度は10名分です。うち1名の方が前年度分のちょっと請求遅れがございまして、その方の分は9万5,850円支払ってございます。項5の葬祭諸費につきましては、葬祭の費用としまして、2万円の

支払いをしておりますが、16名分です。1名については、前年度末日に相殺を行われておりまして、その方の分は3万円支払ってございます。款3の国民健康保険事業納付金です。こちらは県のほうに納付するもので、医療給付費分と、それから後期高齢者の医療制度を支えるための保険者の負担とそれから介護納付金につきましては40歳以上65歳未満の第2号被保険者の負担金を県のほうに納めております。次に14ページのほうをご覧ください。款5保健事業費となっております。保健事業費については、被保険者の健康増進や適正受診を普及啓発して、医療費の安定化に努めるための事業でございます。項1保健事業費につきましては、啓発用のリーフレットを年に4回全住民に配布をいたしております。またあの共同電算委託による疾病分類医療費通知、ジェネリック医薬品との差額通知また保健事業の評価分析などを行っております。項2の特定健康診査事業費につきましては、主に40歳以上75歳未満の被保険者の方に実施しております特定健診と、特定保健指導の委託料が主なものでございますが、平成29年度から看護師を1名雇用いたしまして、特定健診未受診者への受診勧奨や、健診後にいろいろな紹介状が発行された場合の受診勧奨などを行っていただいております。30年度は660件ほど家庭訪問をしております。款6基金積立金です。こちらは基金の利子をそのまま積み立てております。次に15ページです。15ページにつきましては、目5の償還金がございます。過年度分の交付金の負担金確定に伴う返還金でございます。次に16ページをご覧ください。平成30年度実質収支に関する調書、国民健康保険特別会計1歳入総額22億8,669万7,000円。2歳出総額21億5,181万6,000円。3歳入歳出差引額1億3,488万1,000円。実質収支額1億3,488万1,000円となっております。次に財産に関する調書。国民健康保険特別会計1基金、区分国民健康保険財政調整基金、前年度末現在高、5億1,611万763円。決算年度中増減高三角の1,661万7,695円です。決算年度末現在高、4億9,949万3,068円となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） 6番久保です。12ページの項2高額療養費の中の1番目1一般被保険者高額療養費が予定の金額、当初予算よりも2割ほどアップしておりますけれども、これは当初予算を組んだときの思惑と随分違ってきてますけれども、この辺は何が原因だったと。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 説明の前にですね、今年度は医療費が高くなっているというようなお話をしましたけれども、やはり主にですね、悪性新生物ですね、癌とかの件数が今年は去年よりもだいぶ大きくなっておりますので、そういったことで高額療養費についても増えてきたものと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） そしたら、今回に限ってのことで今後これが継続していくというわけでもないということですか。たまたまという感じでとらえていらっしゃる。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 医療費につきましては、毎年増減ございまして、29年度は、前年度に比べたら医療費が下がっておりまして、反動というのかどうかわかりませんが30年度につきましては医療費が高くなってきておりました。今後令和元年度になりますけれども、この辺のところはまだもう少し様子を見てみないとわからないといった状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） 悪性腫瘍等であればですね例えば肺がんであったら、たばこであったり、そういうものもあるのかしれません。すいません。かもしれません。町民の皆さんにですねやはり健康に十分留意していただくようなことが本当大事になってくるんだろうなと思っております。ぜひその辺のところは今

後とも、予防医療のほうに力を入れていただいて、高額医療あたりが伸びないような施策をぜひお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） これまでの医療の費の動向ですねそういった内容のところもちょっと詳細にですね調べたところで、今後保健指導等をですね進めていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

日程第3 認定第3号

◎議長（徳永 正道君） 次に、日程第3、認定第3号、平成30年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし説明を求めます。和泉課長補佐。

●健康推進課課長補佐（和泉 厚子さん） はい、説明に入ります前に、30年度の後期高齢者医療県の被保険者数、等の御説明をいたします。平均して、被保険者数が30年度は3,065人となっております。前年度より27人減少しております。1人当たりの医療費は90万9,321円で前年度よりも3,826円増加をしている状況です。では歳出歳入の説明に入ります。はい、5ページをご覧ください。まず歳入からです。款1の後期高齢者医療保険料です。こちらは年金からの天引きであります特別徴収分と、納付書、口座振替によります普通徴収で徴収をさせていただいております。調定額が11億8,000、すいません1億1,837万3,100円。収入済額が1億1,890万700円。不納欠損額1万8,600円。収入未償額が26万3,800円となっております。節1の現年度分特別徴収保険料の収入未償額が三角の10万2,500円となっておりますが、こちらは死亡あるいは転出等の理由で、被保険者で亡くなられた以降に支払われました年金等から徴収された過誤納の保険料であります。年金機構からの通知により還付するものですが、30年度内に還付が済んでいないものを上げております。款3の繰入金です。一般会計より繰り入れておりますが、主なものとして事務費に要する費用と、それから保険基盤安定の繰入金、それから歯科口腔健康診査の分の個人負担分を一般会計より繰り入れております。款4の諸収入です。主なものとして延滞金、それから広域連合のほうから歯科口腔健康診査の受託料を交付を受けております。次のページをご覧ください。款5の繰越金です。こちらは前年度の繰越金です。以上で歳入の説明を終わります。次にすいません。次に歳出の説明です。次のページをご覧ください。款1総務費です。総務費の主なものとしましては、納付書や封筒の印刷製本費それから保険証を郵送いたします郵送料、それからネットワーク回線接続料ということで、電算システムの回線使用料が主なものです。款2後期高齢者医療広域連合納付金、こちらは広域連合に被保険者が支払いました保険料の負担金と一般会計から繰り入れました基盤安定負担金を広域連合のほうに納めております。それから款3保健事業費です。こちらは高齢者の口腔内の健康を保つことで低栄養あるいは誤嚥性肺炎の予防のために、被保険者の歯科口腔検診の経費でございます。昨年度は41名の方が受診されておりますが、前年度分の請求が加わりまして54人分を支出しております。款4の諸支出金です。こちらは亡くなられた方、あるいは所得の減額修正などがあられた被保険者に対する還付したものでございます。はい次のページです。款5の予備費になります。予備費のほうから予備費が100万円から款1の総務費、それから款3の保健事業費、款4の諸支出金に不足が生じたので、合わせて8万9,000円充用しております。次のページです。平成30年度実質収支に関する調書。後期高齢者医療特別会計、1歳入総額1億9,439万円。2歳出総額、1億9,155万3,000円。3歳入歳出差引額283万7,000円。5実質収支額283万7,000円となっております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

日程第4 認定第4号

◎議長(徳永 正道君) 次に日程第4、認定第4号、平成30年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし説明を求めます。山本課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐(山本 祐二君) はい、では平成30年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして説明いたします。まず概要につきまして説明いたします。平成30年度末での被保険者数は65歳以上の第1号被保険者が5,554名、40歳から64歳までの第2号被保険者が4,672名の計1万0,226名、そのうち要介護要支援の認定者数は、第1号被保険者が946名第2号被保険者が16名、計962名でございました。また、各種介護サービスの利用状況は、施設介護サービスを162名、地域密着型サービスを169名、居宅介護サービスを544名、計875名の方が利用しております。それでは決算につきまして歳入から説明いたします。7ページをお願いいたします。款1、項目、すいません。款1、項1、目1、節1、現年度分特別徴収保険料、収入済額3億8,130万9,175円。これは年金の年額が18万円以上の方は年金から天引きするもので、3月末の対象被保険者数は5,192名でございました。右から2枠目、収入未償額が三角マイナスですね、9万1,450円となっております。これは収入額が調定額を上回っているということですが、これにつきましては、死亡された方の年金から天引きされた介護保険料について、年金機構からの通知が遅れ還付処理が間に合わなかったものなどの13名分でございます。既に平成30年度の決算処理は終わっておりますので、還付できなかった保険料については、次年度以降の歳出予算で還付することにしております。節2、現年度分普通徴収保険料収入済額2,632万6,476円。これは年金の年額が18万円未満の方や65歳になられたばかりの方、転入して間もない方など、特別徴収ができなかった方の保険料でございます。3月末の被保険者数は362名、徴収率は91.5%、ちなみに前年は90.4%でございました。節3滞納繰越分普通徴収保険料は、普通徴収での滞納繰越分であり、収入済額323万3,445円。徴収率は54.1%でございました。なお平成30年度におきましても、徴収業務に努めたところでございますが、死亡に伴う相続放棄生活保護開始、無財産等によりまして29万3,305円を不納欠損として処理したところでございます。款2使用料及び手数料の収入済額12万1,400円は、介護保険料徴収に係る督促手数料で備考欄記載の内訳のようになっております。なお督促手数料につきましても、先ほど説明いたしました不納欠損保険料に係る督促手数料1万7,300円を不納欠損として処理しております。次に中ほどの款3、項1、目1介護給付費負担金、収入済額3億5,448万7,600円。その内訳は給付費の15%が交付される施設等給付費が、9,917万2,818円。給付費の20%が交付される居宅給付費が2億5,531万4,782円でございます。項2、目1調整交付金、収入済額1億5,819万8,000円は、調整基準標準給付費の8.39%が交付されたものでございます。目2、地域支援事業交付金は、在宅の高齢者等に対して可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業に対する交付金でございます。節1介護予防日常生活支援総合事業交付金の収入済額1,404万1,600円は、事業費の25%、その下の枠の節2包括的支援事業任意事業交付金の収入済額1,206万5,900円は、事業費の39%が交付されたものでございます。目3介護保険事業補助金、収入済額124万2,000円は、介護保険制度改正に伴うシステム改修に要する経費に対する国庫補助金で補助率は2分の1となっております。目4保険者機能強化推進交付金、収入済額293万6,000円は、PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築において、その指標に対する実績において交付されるものでございます。次に最下段の款4支払基金交付金ですが、次の8ページをお願いします。これは国民健康保険などに医療保険において、第2号被保険者から徴収した介護保険料を各事業に充てるために、事業費の28%が支払い基金から交付されるもので、目1介護給付費交付金には、介護給付費に充て

るものとして4億9,667万9,000円。また、目2地域支援事業支援交付金には、介護予防事業に充てるものとして、1,431万6,547円が交付されたものでございます。款5県支出金は、国庫支出金と同様の目的での支出金でございますが、その負担割合が異なっております。まず、項1目1介護給付費負担金の収入済額2億7,676万725円の内訳は、施設給付費の17.5%の1億2,630万4,850円。居宅給付費の12.5%の1億5,045万5,875円が県負担金として交付されたものでございます。項2、目1地域支援事業交付金では、節1介護予防日常生活支援総合事業交付金事業費の12.5%620万9,125円。節2包括的支援事業任意事業交付金に事業費の19.5%、603万2,950円が交付されたものでございます。款6財産収入では介護保険給付費準備基金で生じた利子が2万9,537円でございます。次に款7繰入金でございます。まず、項1、一般会計繰入金では、目1介護給付費繰入金として、現年度分に給付費の12.5%の2億3,911万6,750円を、目2その他一般会計繰入金では特別会計の中では財源措置がない事務費に対する2,185万4,040円を、目3、地域支援事業繰入金の節1介護予防日常生活支援総合事業繰入金に事業費の12.5%の620万9,125円。節2包括的支援事業任意事業繰入金に事業費の19.5%の603万2,950円をそれぞれ一般会計から繰り入れたものでございます。9ページをお願いします。目4低所得者保険料軽減繰入金は低所得者の負担軽減を強化するため、保険料の第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減するものであり、負担割合が国2分の1、県4分の1の補助金を一般会計で受け入れ、町の負担割合4分の1の額を合わせた349万8,300円を一般会計から繰り入れたものでございます。項2基金繰入金は必要ありませんでした。款8、繰越金1億545万848円は前年度からの繰越金でございます。款9諸収入、項1の各目と項2目1第三者納付金の収入はありませんでした。目2返戻金の収入済額10万2,053円は、過年度給付費の過誤申し立てに伴い、第1号被保険者に支払い済みの高額介護サービス費を返納していただいたものでございます。目3雑入、収入済額2万6,966円は、医療機関からの主治医意見書作成料誤請求、誤った請求ですね、請求等で発生したものでございます。款10サービス収入は、新予防給付サービス計画の策定に係る費用として742万1,100円を国保連合会から受け入れたものでございます。10ページをお願いします。今の分の内訳がそちらへ記載されておりますが、上段の560万4,500円が65歳以上の方のケアプランの作成委託料、下段の181万6,600円が要支援1及び2の方の分のプラン作成委託料として充当されております。続きまして歳出について説明いたします。11ページをお願いします。款1項1総務管理費の支出済額、382万7,836円につきましては、介護保険事業における事務経費であり、地域包括支援センターの適切公正かつ中立な運営を確保するための運営協議会に要する経費、保険料徴収にかかる経費、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料等を支出しております。支出が約140万円ほど増となっておりますが、これは、介護保険システム改修が主なものとなっております。中段の項2介護認定審査会費では1,700万1,618円を支出しております。ここでは介護認定業務に必要な経費を支出しております。認定調査を行う非常勤職員3名分の人件費、主治医意見書作成手数料や事業所への訪問調査手数料、球磨郡介護認定審査事業特別会計の町の繰出金が主な内容でございます。なお、平成30年度の要介護認定件数は新規210件、更新885件、区分変更33件、合計1,128件でございます。12ページをお願いします。2段目の項3計画策定委員会費につきましては、平成30年度から3年間を計画期間とする高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画を平成29年度に作成いたしました。県からの進捗管理の指針が年度末となったため、委員会の開催が困難となり、1回分の委員会分を積算しておりましたが支出がありませんでした。款2保険給付費の支出済額18億3,728万1,515円につきましては、項1介護サービス等諸費から、項6特定入所者介護サービス等費までの各種の介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費でございます。最下段款3諸支出費、項1から次の13ページをお願いします。目1第1号被保険者還付加算金では、死亡、

転出等された第1号被保険者の方への過年度分還付金として34万1,590円。目2償還金の備考欄、過年度分返還金では、平成29年度分の積算による国県及び支払い基金への返還金が主なものでございます。項2基金積立金での支出済み額2万9,537円につきましては、歳入でも御説明しましたが、介護保険給付費準備基金の利息分で同基金に積み増したものでございます。項3繰出金、目1一般会計繰出金の支出済み額1,277万1,209円につきましては、平成29年度の介護給付費と地域支援事業費に係る精算分を一般会計へ繰り出したものでございます。中ほどの款4項1目1介護予防生活支援サービス事業費では、要介護状態となる恐れが高い高齢者に対して、これを予防するため、非常勤職員の人件費1名分と、訪問型通所型の予防サービス事業や、配食サービス事業を実施した費用を支出しております。なお、最下段節13委託料の支出済み額1,771万3,512円は、町が独自に始めたあさぎり町地域支援事業実施要綱に基づいて支出した、介護予防型サービスで備考欄にその内訳を記載しております。14ページをお願いします。1段目、節19負担金補助及び交付金の支出済み額2,673万8,092円は、介護保険法に基づいた介護予防型サービスで、国保連に対する負担金でございます。目2一般介護予防事業費、節13委託料地域介護予防活動支援事業委託料103万3,727円は、地域型サロンの活動支援業務をあさぎり町社会福祉協議会に委託した費用でございます。なお、平成30年度末の実績としましては、地域型サロンは、50行政区56会場で、いきいき100歳体操は23行政区25会場で実施されております。中段の項2目1地域包括支援センター管理費は、職員2名分の人件費を初め、地域包括支援センターの運営費でございます。最下段の目2包括的支援事業費では、地域の高齢者の方々の実態把握のための命のバトン事業の調査費用や、認知症高齢者障害者児童が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関や地域での連携体制づくりを行った費用でございます。15ページをお願いします。目3任意事業費、節13委託料の備考欄食の自立支援事業委託料として74万590円。これは要介護者認定者を対象とした配食サービス3,329食分でございます。その下の枠の備考欄、家賃等助成事業補助金526万9,500円は、経済的に入居が困難なグループホーム入所者の家賃等助成事業でございます。その下の枠の備考欄、家族介護用品支給費69万9,319円は、要介護4または5の在宅認定者またはその家族に介護用品の支給を行う事業で15名の方に御利用いただいております。中段の目4社会保障充実分事業費、節13委託料の備考欄、生活支援コーディネーター委託料226万7,749円は、高齢者を地域で支え合うために、生活支援コーディネーターを配置し、助け合いによる地域づくりについて学習会等を開催した費用でございます。款5予備費につきましては支出実績はございませんでした。16ページをお願いします。平成30年度実施収支に関する調書でございます。1歳入総額21億4,370万2,000円。2歳出総額20億788万7,000円。3歳入歳出差し引き額は1億3,581万5,000円となり、実質支出額も同額でございます。17ページをお願いします。すいません。17ページですね。はい。財産に関する調書でございます。介護保険給付費準備基金の前年度末現在高4,645万9,423円に決算年度中増減高、2万9,537円を追加しましたので、決算年度末現在高は4,648万8,960円でございます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

日程第5 認定第6号

◎議長（徳永 正道君） 次に、日程第5、認定第6号、平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし説明を求めます。上田課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（上田 日和さん） 平成30年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。最初に平成30年度球磨郡障害認定審査事業につきまして簡単に説明いたします。

球磨郡障害認定審査会は、原則月2回の開催で、平成30年度は22回の開催で、129件の2次判定審査を行いました。審査会委員は、身体、知的、精神、難病に関する学識経験者20名の方をお願いをしております。任期は2年でございます。また、1合議体当たり4名、一部5名で認定審査を行っていただいております。それでは決算書の5ページをお願いいたします。歳入から説明をいたします。款1分担金及び負担金、節1認定審査事業負担金、収入済額は377万9,799円。これは、球磨郡障害認定審査会共同設置規約の実施に関する協定書の規定により算定し、審査会事務局があるあさぎり町を除いた郡内8町村の負担金による収入です。款2繰入金、節1一般会計繰入金、収入済額は75万6,181円。これはあさぎり町の負担金を繰り入れたものです。款3繰越金、節1繰越金、収入済額103万1,020円、これは平成29年度の繰越金です。以上歳入合計が556万7,000円となります。続きまして6ページをお願いいたします。歳出につきまして御説明いたします。款1総務費、節1報酬、342万6,300円を支出しております。20名の審査会委員の報酬と、審査会事務局非常勤職員1名の報酬です。節3職員手当等、節4共済費は主に審査会事務局職員の時間外手当、審査会事務局非常勤職員1名の人件費となります。節9旅費は32万8,532円を支出しております。主に審査会委員の費用弁償です。節11需用費は、25万1,580円を支出しております。事務用品等の消耗品費、事務局公用車の燃料費、審査会があります福祉センターの電気料、水道料及びそれぞれの1カ月分となります。節12役務費、3万2,474円は、電話料及び切手代です。節14使用料及び賃借料、9万3,663円は、主にコピー機、印刷機等の事務機器使用料です。予備費につきましては支出はございませんでした。以上歳出合計は452万7,765円となります。次に7ページ。実質収支に関する調書をご覧ください。1歳入総額556万7,000円。2歳出総額452万8,000円。3歳入歳出差引額103万9,000円。5実質収支額も同額となります。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

日程第6 認定第7号

◎議長（徳永 正道君） 次に日程第6、認定第7号、平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし説明を求めます。上田課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（上田 日和さん） はい。平成30年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。最初に平成30年度球磨郡介護認定審査事業につきまして簡単に説明いたします。球磨郡介護認定審査会は、原則週3回、月12回をめぐり平成30年度は131回開催し、4,339件の2次判定審査を行いました。審査会委員は、医療、福祉、保健に関する学識経験者66名の方をお願いをしております。任期は障害認定と同じ2年間でございます。また、1合議体当たり4名で認定審査を行っていただいております。それでは決算書の5ページをお願いいたします。歳入から説明をいたします。款1分担金及び負担金、節1介護認定審査事業負担金、収入済額は2,736万3,239円。これは球磨郡介護認定審査会共同設置規約の実施に関する協定書の規定により算出し、審査会事務局であるあさぎり町を除いた郡内8町村の負担金による収入です。款2繰入金、節2介護保険特別会計繰入金、収入済額は522万7,562円。これはあさぎり町の負担金を繰り入れたものです。款3繰越金、節1繰越金、収入済額198万1,199円。これは平成29年度の繰越金です。款4諸収入、節1雑入、収入済額5,980円。これは県からの派遣依頼で事務局職員が講師として出張した際に、県から支給があった分です。以上歳入合計が3,457万7,980円となります。続きまして6ページをお願いいたします。歳出につきまして御説明いたします。款1総務費、節1報酬、1,478万6,766円を支出しております。66名の審査会委員の報

酬と、審査会事務局非常勤職員3名の報酬です。節2給与、節3職員手当等、節4共済費は、審査会事務局職員1名と非常勤職員3名の人件費となります。節9旅費は160万6,300円を支出しております。主に審査会委員の費用弁償です。節11需用費は、85万577円を支出しておりますが、主な内訳としまして、要介護認定調査を行う際に使用します標準化チェックシートの一括購入及び事務用品等の消耗品費、事務局公用車の燃料費及び車検時の整備修繕料、審査会があります福祉センターの電気水道料それぞれ1カ月分です。節12役務費は55万186円を支出しております。これは事務局と構成町村をつなぐネットワークシステムの接続利用料ほかに電話代、切手代、事務局公用車保険料でございます。7ページをお願いいたします。予備費から8,000円充用しておりますが、これは制度改正に伴い、委員への通知回数がふえ郵送料が不足したため予備費充用したものです。節13委託料は、276万480円を支出しております。これは球磨郡介護保険総合ネットワークシステムの保守管理委託料認定ソフト2,018に対応するためのシステム改修業務委託です。これにつきましては、急なシステム改修であったため、予備費から29万9,000円を充用しております。節14使用料及び賃借料は、115万3,264円を支出しております。主にコピー機、印刷機等の事務機器使用料、ネットワークシステム機器のレンタル料及び職員の端末使用料です。節27公課費は、公用車車検時の自動車重量税です。予備費につきましては支出はありませんでしたが、節12役務費と節13委託料へそれぞれ充用をしております。以上、歳出合計は3,203万5,739円となります。8ページ実質収支に関する調書をご覧ください。1歳入総額3,457万8,000円。2歳出総額3,203万6,000円。3歳入歳出差引額254万2,000円。5実質収支額も同額となります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） 11番皆越です。お尋ねしますけれども説明の前にですね、詳細については説明がありましたけれども、会議でですね、この成果説明書の中ですけれども、審査会131回、件数が4,339件というようなことで私単純に割りましたら、1回が33件になります。でですね、会議に33件の処理をするのにですねどういった会議をされるのか、週3回というようなことですが、午後夜の会議なのか、午前中かちょっとその辺のところがちょっとわからなかったもんですから、ちょっとお伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上田課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（上田 日和さん） はい。すみません説明が不足しておりました。審査会は午後7時から開催をいたします。審査件数介護認定審査会のほうですが、最低20件から審査を行います。40件までを最高としております。ただし、がん末期等急を要する場合には当日追加もいたします。資料につきましては1週間前に審査会委員のほうに配布をいたします。審査会の事務局のほうで町村から上がってきました申請書を精査、チェック等いたしまして、資料紙ベースになりますがつくりまして、大体去年おっしゃられたとおり30件から35件程度でやってまいりましたけれども、それを作成いたしまして、1週間前に審査会委員のほうに配布し、夜7時、それ以前に集まられますけれども、そこから会議をスタートいたします。大体30分ぐらいで審査は終わっております。1週間で先生がたが全部読み込みをされて、質問等は事前にいただいておりますので、事前に町村等に確認をしまして、調査員にも確認をいたしまして、会議に臨んでいるところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） わかりました。私もその1件当たり33件というのはもう酷な会議の内容かなあと思ったもんですから質問させていただきました。ありがとうございました。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ありませんね。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 以上で本日の日程は終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長(大林 弘幸君) 起立願います。礼。

午後4時05分 散 会